

市民の意見

発行：市民の意見30の会・東京

NO.210

2025/8/1

【毎偶数月1日発行】



発行者の住所：〒108-0073 東京都港区三田3-4-17-206 TEL:03-6435-2030 FAX:03-6435-2031

Eメール：info@iken30.jp

ホームページ：https://www.iken30.jp

郵便振替：00120-9-359506 市民の意見30の会

* 隔月刊/普通会員（購読料・送料とも）年2500円、協力会員年5000円、敬老・障がい者会員年2000円、頒価1部400円。

東京美術学校の運動会の前日、弟に「きっと、お前がアツと驚くことがおこるぞ」と、太郎が言った。当日、太郎は徒競走で皆と全く逆の方向に走り出した。「兄はいつもそういうときに、反対のことをしてみせる人でした。そんな気性が自らすんで兵役を志願させたのかもしれませんが」と弟は語った。「私は今度、比島航空隊附として近日中に転勤します。勇躍新任地に出征す。又、男子の本懐なり」（1944年10月2日付）と手紙が届く。母と妹が出征の日に山口県光市室積町の海軍営舎へ面会に行く。ほんの一時の面会だったが、別れ際に「行きたくないよ」と妹の耳もとでつぶやいた。

（「新版 戦没画学生人名録」）



『天女の像』

小柏太郎（無言館蔵）

市民の意見 210号 目次

巻頭詩 絶望の八円

青山晴江 2

特集 治安維持法100年

シリーズ 戦後80年を問う（Ⅳ）

戦後80年と〈戦争・戦後〉責任

天野恵一 4

治安維持法制定から100年の今

清水雅彦 6

治安維持法制定100年

山田 朗 9

公安警察と「人質司法」

北野 誉 15

文献紹介

『検証 治安維持法』、『治安維持法100年』

横山道史 16

◆ 民族排外主義が作り出す歴史改ざん主義

佐野通夫 19

◆ 「台湾危機」と地政学の亡霊

成澤宗男 23

◆ 運動の現場から

「原発止めよう飯能」の歩みとその記録 戸谷克己 27

■ 文化

追悼 いつもダンディだった本野さん 大橋成子 30

連載 皇室情報の検証②① 天野恵一 32

連載 〈よそもの〉目線の広島②② 田浪亜央江 35

■ 情報

意見広告運動事務局だより 38 読者のおたより

会計報告 39 編集後記 40

題字 安西賢誠 印刷・レイアウト (有)山猫印刷所
カット 村雲 司

絶望の八円

青山晴江

ときどきしか

思い出さなくなる

ほとんど

忘れてしまっていて

ほんのときたま こんな冷え込む夜に

ふと 思い出す

深夜 渋谷区のバス停

電源の入らない携帯電話

八円 わずかな衣類と食べ物

終バスと始発の間の

静止した街の隅で

仕切り手すりの付けられた

横になれないベンチで

そのひとは いつものように座っていた

そして いきなり頭を殴られて殺された

「痛い想いをすればいなくなるだろう」

自首した男の動機だそうだ

巻頭詩の作者

青山晴江（あおやま・はるえ）

1952年東京生まれ。80年、日本文学学校・菅原克己の詩の組会に参加。

詩誌『P』、日本現代詩人会会員。詩集『父と娘の詩画集——ひとときの風景——』（西田書店）、

『ろうそくの方程式』『絶望の八円』（土曜美術社出版販売）、『夏仕舞い』（コールサック社）。

そのほか、反戦意思表示、原発再稼働阻止などの市民活動に参加。

春までスーパーで働いていた
小柄でおかっぱ頭の六十四歳
ほんの少し運の齒車がずれば
彼女はわたしだ

世の中が渡した絶望の八円
駅も公園も居場所を拒む

イナクナレバイイ……

ときどきしか

思いだせなくなつて

人ごとのように錯覚したまま

マスクの群れのなかを

無言で行くのだろうか

息苦しい排除の街

そのなかのひとりとして

わたしは

詩文集「絶望の八円」(土曜美術社出版販売、2025年3月刊)

▼表紙像の作者▲



小柏太郎

(おがしわ・たろう)

1919(大正8)年、島根県杵築に、二男二女の長男として生まれる。教職にあった父の転勤のため、福岡市、群馬県沼田市を経て、東京府立第九中学校(現・都立北園高校)卒業。1943(昭和18)年、東京美術学校(現・東京藝術大学)鍍金科を繰り上げ卒業。その後、志願兵として最初は航空隊を希望するが、試験の結果、海軍予備士官学校館山砲術学校に入校。山口県光市の小隊に配属となり、45(昭和20)年3月15日、フィリピン・クラーク地区において戦死。享年26。



戦後80年と「戦争・戦後」責任

天野 恵一

今日(6月13日)の東京新聞の一面に「空襲救済法今国会見送り」「議連 戦後80年の夏間に合わず」の見出しの記事。

「戦時中に空襲被害を受けた民間人らの救済法案について、超党派の国會議員連盟は12日、国会内で役員会を開き、今国会での提出を見送ることを確認した。政府は旧軍人・軍属らには累計60兆円に及ぶ補償をしてきたが、民間人には拒否。議連は戦後80年となる今夏までに法案成立を目指していた」。

ここでは自民党厚労族らの反対と記されている。他の被害補償への拡大を恐れる自民党の、国民の命は使い捨ての国家主義(右翼)体質が、こういう結果をもたらしているのは間違いあるまい。

6月11日の産経新聞の一面には、「首相『歴史認識』に踏み込まず、戦後80年『見解』自衛隊の文民統制焦点」の見出しの記事。1995・戦後50年(村山富市首相)、2005・戦後60年(小泉純一郎首相)、

2015・戦後70年(安倍晋三首相)と、明

確に、ではないまでも、右翼体質の人々がいら立つ程度には侵略と植民地支配への「反省」めいた表現を示す「言葉」は入っていた。しかし、16年前の安倍首相の時の談話には「その先の世代の子どもたちに謝罪を続ける宿命を負わせてはならない」という文章が入った。

このくだりの存在をテコに右翼グループは、石破にせまり閣議決定される「談話」ではなく、首相個人のメッセージとして残せとプレッシャーをかけ、「メッセージ」となる方向へと転じていた。だが、そのメッセージの内容すら、侵略(植民地)支配への「反省」という内実は、すべて消滅した、巨額の軍事予算に支えられ、米軍に引っぱられて? 戦争(軍事)大国への道を公然と突っ走り出した政府の、軍拡路線を歴史的に正当化しようというハレンチなメッセージに内容が変更されるという事実を、この産経新聞の記事は伝えているのだ。

5月24日の東京新聞(「こちら特報部」記事)にはこういう見出しの記事。「40年前に廃案 再びよみがえる危ないスパイ防止法」。

「自民党の調査会が、スパイ防止法の制定検討を求める提言をまとめた。党の公約に盛り込みたいというが、この法案、40年前の国会では廃案となったいわくつきだ。その際にも、政府の決める『国家の秘密』の中身が無限大に広がりがねない、と猛反対を受けた。戦争放棄を掲げるこの国で加速する、監視強化の法整備。日本でスパイはあたりまえになるのか」。

この自民党の提言の代表者はあの天皇主義右翼議員である高市早苗。国家警察の無限定、なんでもありの弾圧立法が、戦争国家化の現状に対応して、再浮上しているわけである。

敗戦80年の今年、政府とマスコミは「昭和百年」のキャンペーンを多様に展開している。「昭和」という「元号」は「敗戦」をふまえてスタートした侵略と植民地支配の天皇制国家を切断了た「戦後」の歴史的意識を消滅させ、視えなくさせる意識操作の装置としてフルに機能する。反省なき国家の、それは支配者たちにとっては、とて

つもなく便利な政治装置である。

私たちは、この「昭和百年」キャンペーンに自覚的に対峙し、1925（大正14）年に制定され、1928（昭和3）年に緊急勅令で「国体ヲ変革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ五年以上ノ懲役又ハ禁固ニ処」をプラスして改定された希代の悪法「治安維持法」から百年という歴史意識を対置して考えるべきではないか。この1945年10月連合軍最高司令官の指令覚書（政治的市民的及宗教的自由の制限令）によって廃止された、天皇ファシズム国家の中核を形成した治安法。このあたりかまわず人々を牢獄に放り込み続けた、根拠（理由）もなく、逮捕状すらなく人々を逮捕することを警察に可能にした、空前の悪法「治安維持法」。占領軍の力によってしか廃止できなかった大弾圧法（「治安維持法」）が生まれて、今年で百年である。

私（たち）は、単純な戦前（中）回帰史観を取る気はない。象徴天皇制へと変化しながら、批判すると「死刑」とされた〈国体〉は戦後も残されてきた。治安維持法自体も、自力で廃止できたわけではないという戦後史の延長線に、今、私たちは生きていることに十分に自覚的である。

この悪法の先駆的研究書である『治安維持法小史』（1977年筑摩書房、後に岩波現代文庫）で奥平康弘はこう書いている。

「治安維持法」という題材は、大げさにいえば、過去のみならず現在を含めた日本国家とはなにかという大問題にかかわる」。

「治安維持法」の時代を終わらせることができなかった事実を、それがストリートに猛威をふるった時代と現在を歴史的に類比して考えると、現在の危機的状況が私たちによりリアルに認識されるのではないか。

「治安維持法」から百年の今を歴史的に問い直す作業へ。

戦後80年と「昭和百年」ではなく「治安維持法百年」を問え！

（あまの・やすかず／本誌編集委員）

●バッジ・シールのご注文は

事務局にFAX、メール、はがきで必要な品物と数量、お名前、ご住所、電話番号・FAX番号をお知らせください。頒価・送料を記した払込取扱票を品物と共に送りいたします。

「殺すなバッジ」を再製作しました。

注文先 市民の意見30の会・東京

市民意見広告運動

TEL03-6435-2030

FAX03-6435-2031

*「殺すなバッジ」の頒価

・大 250円 ・小 220円

*「九条実現バッジ」（絵柄はA・B）の頒価

・大 300円（10個以上、1個250円）

・小 250円（10個以上、1個220円）

*「九条実現シール」

（大・中・小シールの3種で1枚）の頒価

・1枚 300円



治安維持法制定から100年の今

清水 雅彦

はじめに

7月20日投開票の参議院選挙では、2020年に誕生したばかりの参政党が躍進し、14議席を獲得した。この選挙中の7月12日、神谷宗幣代表が鹿児島市内での街頭演説で、治安維持法について「悪法だ、悪法だっていうけど、それは共產主義者にとっては悪法でしょうね。共產主義者を取り締まるためのものですから」と言った。また、参政党は「スパイ防止法」の制定も訴え、選挙後は神谷代表が秋の臨時国会で法案を提出したいと言う始末。

治安維持法1条は「國体ヲ變革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知りテ之ニ加入シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス」と規定し、「私有財産制の否認」（資本主義を否定する共產主義思想など）と「国体の変革」（天皇を頂点とした国家体制の変更）を禁止していた。このこと自体問題だという認識が神谷代表にはないようだ。ただ、弾圧対象は「目的遂行」として体制変革に協力する行為にま

で拡大し、弾圧の対象も無制限に広げ、労働組合はもちろん、社会民主主義者や自由主義者、多くの文化・知識人、宗教団体まで弾圧した。このことも神谷代表は知らないようである。

この参政党が5月に公表した「新日本憲法（構想案）」では、日本国憲法に明示された国民民主権と戦争の放棄をなくし、日本国憲法では豊富に保障された各種人権規定がほとんどなくなり、天皇を国家元首にし、自衛軍を保持し、外国による諜報活動を防ぐ機関を設置するとしている。治安維持法制定100年、戦後80年の今年、歴史認識がいい加減な人物が代表を務め、大日本帝国憲法的な改憲案を公表した政党が一定の支持を得るまでにいたった。そこで本稿では、治安維持法制定から100年の今を考えてみたい。

戦前の弾圧立法と実例

欧米では主に18世紀の市民革命で、様々な自由権（人身の自由、経済的自由、精神的自由）が保障されるようになっていくが、日本は

大幅に遅れる。ようやく19世紀末（1889年）に大日本帝国憲法が制定されるが、外見的立憲主義的憲法とも言われ、自由権規定はあったものの、法律により権利制限が簡単にできるようになっていた（法律の留保）。「憲法」と言っても市民革命後の近代憲法には遠く及ばない代物であったのである。

具体的には、28条は「日本臣民ハ……信教ノ自由ヲ有ス」と規定するが、「安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ」という限定付きであった。29条は「日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集会及結社ノ自由ヲ有ス」と規定し、表現の自由は「法律ノ範圍内」で保障されていたにすぎない。思想・良心の自由は明記されていなかった。そのため、出版法（1893年）、治安警察法（1900年）、新聞紙法（1909年）、治安維持法（1925年）などによって言論・表現活動に規制を加え、権力の氣に入らない思想も弾圧され、軍機保護法（1899年制定、1937年全面改正）などによって国の情報を隠し、刑法には間諜罪（85条）もあった。このような法制度を受け、実行組織としては大本営が報道統制を、隣組が相互監視を、特別高等警察（特高）が取締を行なったのである。

そもそも思想を取り締まること自体問題

であるが、特高は客観的な証拠がなくても主観的判断で弾圧対象者を拘束し、拷問にかけ、嘘の自白を引き出し（「被疑者」も拷問から逃れるため「自白」した）、「犯罪者」をでっち上げ、「被疑者」を虐殺することもあった（『蟹工船』『党生活者』などで有名な日本共産党員であった作家の小林多喜二は、1933年に特高に捕まり、捕まったその日に警察署内での拷問により殺されている）。

そして、神社神道を実質国教化する一方、大本教（神道系）、ひとのみち教団（現PL教団）、創価教育学会（現創価学会）など新興宗教団体やキリスト教が、天皇とは別の存在を崇め奉る宗教団体であったため、治安維持法や刑法の不敬罪（旧刑法の規定で、天皇や皇族に対する不敬行為を犯罪とした）違反で弾圧される（創価教育学会の創設者・牧口常三郎は、治安維持法及び不敬罪違反で逮捕され、獄中で亡くなっている）。

戦後の日本国憲法

戦前の日本においては、このような警察による卑劣な弾圧があったからこそ、その反省から、戦後、日本国憲法は手厚く様々な権利・自由を保障することになった。

まず、憲法19条は、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」と規定し、①国家による国民への思想の強要の禁止又

は禁止の禁止、②思想を持つてゐること又は持つてゐないことによる不利益取扱の禁止、③持つてゐる思想の告白の強要禁止Ⅱ沈黙の自由を保障する。思想の自由を憲法で保障することの意義は、少数派の思想を保障することにこそある。なぜなら、時の多数派の思想は弾圧されず、弾圧されるのは少数派の思想であるからであり、権力者の憎む「異端思想」を抑圧しないことにその本質がある。

そして他にも、他国と比べても手厚い人身の自由（主に刑事手続きに関する規定で、憲法18条と31条から40条まで）、20条で信教の自由、21条で表現の自由（この21条からは、報道の自由、取材の自由、集会・結社の自由、知る権利も）も保障した。

より詳しく人身の自由規定を見ていくと、まず憲法31条で適正手続きの保障規定を置き、刑罰を科するには法律の定める手続きが必要であるとし、手続き面（刑事訴訟手続きの法定）と実体面（罪刑法定主義、明確性の原則）を保障することになった。そして、被疑者の権利として、不当な逮捕からの自由（33条）や不当な侵入・搜索・押収からの自由（35条）を保障する。刑事被告人の権利としては、公平・迅速・公開裁判を受ける権利（37条1項）、証人の審問権・喚問請求権（37条2項）、弁護人依頼権（37

条3項）、不利益供述強要の禁止（38条1項）、自白排除の法則（38条2項）、補強証拠の法則（38条3項）を保障する。他にも、拷問・残虐刑の禁止（36条）、事後法の禁止と一事不再理（39条）も規定した。

逆行する戦後の法制度

以上のような憲法の保障規定がありながら、これらに逆行する動きが戦後すぐに出てきた。憲法21条から保障される結社の自由も公共の福祉により制限される場合は当然あるが、1952年制定の破壊活動防止法では、「団体の活動として暴力主義的破壊活動を行う明らかなおそれ」を理由に、機関誌紙の印刷・頒布やデモ行進・公開の集会を禁止するだけでなく、公安審査委員会が団体の解散の指定を行なうことができるとする。この破壊活動防止法に基づいて、法務省の外局として公安調査庁が設置され、特高経験者も多数この組織に入っていく。そして、公安調査庁は右翼団体や新左翼団体だけでなく、公党である日本共産党を調査対象団体にするのである。

1985年には統一教会系の国際勝共連合の運動も受け、自民党が議員立法として「スパイ防止法案」（国家秘密法案）を制定しようとした。結局、同法案は野党やマスコミなどの強い反対の声を受け廃案となっ

たが、2001年には自衛隊法を改正して防衛秘密規定を挿入する(96条の2。その後、同規定は秘密保護法へ)。これは広範な防衛秘密を定義し、曖昧な秘密指定規定があり、国家秘密法案を部分的に実現したようなものであった。

ただし、これ以前から刑法には外患誘致罪(81条・死刑)、外患援助罪(82条・死刑又は無期若しくは2年以上の拘禁刑)、外患誘致及び外患援助の未遂罪(87条)、同予備・陰謀罪(88条・1年以上10年以下の拘禁刑)が存在している。軍事法では、自衛隊法の守秘義務規定(59条。118条で1年以下の拘禁刑)、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(MDA秘密保護法)の特別防衛秘密探知・収集・漏えい罪(3条・10年以下の拘禁刑)、同過失漏えい罪(4条・2年以下の拘禁刑)、同陰謀・教唆・せん動罪(5条・5年以下の拘禁刑)、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法の合衆国軍隊の機密探知・収集・漏えい罪(6条・10年以下の拘禁刑)、同陰謀・教唆・せん動罪(7条・5年以下の拘禁刑)もあった。

さらに、2013年には秘密保護法(「特定秘密の保護に関する法律」)が成立する。こ

れは、国家の安全保障に関する防衛・外交・警察情報を行政機関が一方的に秘密指定し、これを漏洩したり、取得したりする行為を最高で10年の拘禁刑に処するものである。また、秘密を扱う者に対しては、身辺調査を行なう適性評価制度も導入した。続いて2024年には経済安保情報保護・活用法(「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」)が成立し、「重要経済基盤保護情報であつて、公になつていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの……及び特定秘密」(3条1項)を保護することにもなる。

戦後の警察の変化

次に、警察について見ていこう。警察は、国家の暴力装置であり、「合法」的に武器使用と国民の生命・自由の制限ができる組織である。だから、国家権力制限規範である憲法に基づき、警察法などで警察活動に縛りをかける必要がある。

戦前の日本は、イギリス型の市民を守る市民警察・自治体警察ではなく、公共の秩序を守るフランス・ドイツなど大陸型警察を導入した。警察は国内の多種多様な行政を司る内務省に属し、司法警察(犯罪が発生した後の犯罪捜査)・行政警察(内務行政におけ

る危険の除去・予防・給付行政などの行政警察と特高などの保安警察)として活動する。

これが日本の敗戦とポツダム宣言の受諾により内務省は解体され、治安維持法や特高は廃止された。警察については、1947年制定の旧警察法により、国家地方警察と自治体警察の分離により地方分権化が行なわれ、行政警察は大幅に縮小し、司法警察の拡大により再出発が図られることになったのである。

しかし、その後の逆コースの中で、1948年以降各地の自治体でデモ行進を規制する公安条例が制定され、破壊活動防止法についてはさきに触れたとおりである。また、1954年の警察法改正により自治体警察は廃止され、警察の中央集権化が進む。1960年・70年代には安保闘争などを経て、刑事警察から警備・公安警察偏重に転換する。そして、警察の公安部も右翼団体や新左翼団体だけでなく、日本共産党や在日朝鮮人、労働組合まで調査対象とし、さらに調査対象を市民団体にまで拡大してきた。

警察法2条(警察の責務)の1項で「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする」、2

項で「警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない」と規定しているののである。

警察だけでなく、検察の問題でもあるが、否認事件では警察が被疑者を長期間釈放しないとか、誘導や脅迫などで自白を得ようとしたり、補強証拠がなくても自白だけで被疑者を犯罪者にでっち上げようとした事例はいくらでもある。

おわりに

戦前の治安維持法も特高もあまりにもひどい人権侵害をしていたからこそ、戦後はこれら悪法も組織も廃止された。そして、日本国憲法が警察など国家権力を縛り、様々な権利・自由を国民に保障したはずである。しかし、憲法9条がありながら再軍備が行なわれ、日米安保条約が締結されたこともあり軍事秘密が存在し、秘密保護法まで制定されてしまった。特高は廃止されたのに、警察の公安部は健在である。そして、「スパイ防止法」の制定を掲げる政党が一定の議席を獲得するまでに至る。

しかし、まだ日本国憲法は改悪されていない。

ない。あらためて私たちは日本国憲法を学び直し、これに反する法制や組織の存在を認めず、憲法の理念を実現する取り組みが必要である。

(しみず・まさひこ／日本体育大学教授・憲法学)

治安維持法制定から100年

山田 朗



今年2025年は「戦後80年」であり、治安維持法廃止80年でもある。厳密に言えば、治安維持法が廃止されたのは、1945年10月15日のことで、戦後しばらく(東久邇稔彦内閣の時期)はこの法律はまだ生きていたのである。東久邇内閣の内務大臣であった山崎巖は、GHQによる政治犯釈放命令に驚き、治安維持法によって共產主義はこれからも断固として取り締まる旨を表明していたが、それをきっかけにこの内閣はGHQに見放された。

あらためて治安維持法について注目すれば、今年はこの法律が制定されてから100年目にあたる。治安維持法が制定された1925(大正14)年に起こったことといえば、加藤高明護憲3派内閣による普

通選挙法の制定と日ソ国交樹立(日ソ基本条約の締結)が有名である。日ソ国交樹立は、英・仏など大国にならない、なおかつソ連との経済関係(貿易)の好転に期待してなされたものである。日本近代史の一般的な理解で言えば、治安維持法・普通選挙法・日ソ国交樹立は、ロシア革命(1917年)から間もないので、日ソ国交樹立と普通選挙の実施にともない社会主義運動を含む無産政党運動が日本国内で高揚することの予防措置として治安維持法が制定された、といった説明がなされることがある。

本稿では、治安維持法が何故に1925年という時点で制定されたのか、そのような法律を生んだ当時の日本が置かれた状況について解説し、現代とどのような共通点

を有するのかを検討してみたい。

「大正デモクラシー」と治安維持法の関係性

「大正デモクラシー」を象徴する普通選挙法（とは言っても男子に限ったものであるが）と「天皇制ファシズム」を象徴する治安維持法が背中合わせに制定されたことの意味は重大である（なお、「大正デモクラシー」も「天皇制ファシズム」・「ファシズム」も最近の歴史学界ではほとんど使われなくなった用語である）。

私が大学生・院生時代（1970年代から80年代）は、「大正デモクラシー」は満州事変を契機とする軍部の台頭によって挫折し、「ファシズム」に取って代わられたという理解が一般的だった。だが、その後、歴史学界における「大正デモクラシー」への解釈はかなり変わり、「デモクラシー」的なるものは、「ファシズム」のようなものに取って代わられたのではなく、「ファシズム」的なものが、日本の「デモクラシー」にそもそも内包されていたというような理解が強くなっていったように思う。とすると、治安維持法の捉え方はどのようになるのだろうか。治安維持法は、当時の「デモクラシー」の中にあった「細胞」のようなものが成長した、ということになるのかもしれない。その「細胞」とは何か。

国内の異端分子を摘み取らないではいられない、そういった要素は何が生み出したものののか。

私は、近代日本の在り方を、戦争が台湾や朝鮮における植民地支配を生み、植民地支配（暴力的弾圧）の手法が国内にも伝播して、異端分子（植民地独立運動だけでなく、共產主義・無政府主義など）を排除する体制を作り、その体制が言論を弾圧することで次の戦争を生み出した、と捉えている。このような流れの中で治安維持法を位置付けるとどうなるのか。治安維持法の元になったのは、1922年に内務省が議会に提出した「過激社会運動取締法案」である。この法案は、「無政府主義共産主義其ノ他ニ関シ朝憲ヲ紊乱」する結社や、その宣伝・勧誘を禁止するもので、最高刑は懲役10年であった。しかし、この法案には帝国議会でもその濫用（既存政党への適用）を懸念して反対が強く、廃案となった。だが、この翌年、流れを変える事件が起きる。1923年9月1日の関東大震災である。この大災害に端を発した混乱（朝鮮人に対する虐殺の大量発生）への対処を名目に9月7日に発せられたのが緊急勅令「治安維持ノ為ニスル罰則ニ関スル件」（通称「治安維持令」）で、この勅令が2年後の治安維持法制定への下地を作ったとされている。それは、この治安維持令のもと

で、朝鮮人や社会主義者・無政府主義者が虐殺され、これらの人々が何か機会があれば、暴動・混乱を起こすかもしれない「内敵」とみなされるようになったからだ。

植民地戦争・世界大戦による「内敵」概念の成立

そもそも朝鮮の独立を目指す朝鮮人のことを「内敵」とみなす考え方は、1919年の3・1独立運動を契機として起こった。1910年に日本に併合された朝鮮では、それ以前から日本軍や警察に対する激しい抵抗が起きていた（反日義兵闘争）。日本側から見るとそれへの武力弾圧は、植民地を獲得し制圧する「植民地戦争」に他ならなかった。3・1独立運動への弾圧も「植民地戦争」の続編であると言える。朝鮮総督府と日本軍による弾圧によって独立勢力の一部は中国との国境を越え、満州の間島地方（現在の中華人民共和国延辺地方＝朝鮮族自治州）に拠点を移して武装闘争を継続した。間島地方の琿春では武装勢力による日本人襲撃事件も起きた。そこで朝鮮の日本側官憲は、1920年10月に国境を越えて出兵し、琿春などの抗日派拠点を襲撃した。これを間島事件という。この間島事件の際、そこを拠点とする独立派の朝鮮人のことを、ソ連の革命勢力に影響を受けた「不逞

鮮人」であると日本国内の新聞は報道した。当時、日本ではロシア革命を起こしたレーニンたちボリシェヴィキのことを「過激派」と呼んで恐れていた。間島事件直前の1920年2月から7月にかけてロシア・アムール州のニコライエフスクで「尼港事件」が起き、「過激派」による「日本人虐殺」が日本国内では大きく報道されていた。そしてまさに同じ頃、間島地方における「不逞鮮人」による日本人襲撃報道もなされていたのである。「不逞鮮人」という呼称には、革命思想やテロリズムを信奉する、何をしでかさかわからない連中という意味が込められていた。

当時の日本においては、朝鮮における独立運動は、アメリカのキリスト教徒やロシアの革命勢力によってそそのかされて起こった「暴動」だと捉えられていた。とはいえ、1922年の段階では、「過激社会運動取締法案」は廃案になっていた。だが、1923年の「治安維持令」を経て、「不逞鮮人」や社会主義者・無政府主義者による「暴動」を予防的な弾圧によって未然に防いだとみなされた（朝鮮と同じように権力側からはこのように見える）ことで、「過激社会運動取締法案」の修正案とされた治安維持法は議会を通過する。当時の国内での施策は、国際情勢や植民地戦争のあり方に大

きく規定されていたということである。

そして、「内敵」弾圧の論理は、もう一つ別の流れからも要請されていた。第1次世界大戦（1914～18年）は史上初の国家総力戦として戦われた。国家総力戦とは、国民の大多数を戦場か軍需産業の工場に送る戦い方である。戦場の軍隊を「銃後」の国民が軍需生産と「戦意高揚」によって支えるという構造である。そのため、第1次世界大戦以降、軍隊や政府機関は、「外敵」に備えるだけでなく、敵側に通じているかもしれない「内敵」にも備えることが新たな課題となった。大戦の際、ドイツは前線では軍隊が善戦していたにもかかわらず、ドイツ国内で革命勢力が反戦運動を起こし、その「背後からの一突き」によって敗戦に追い込まれた、といった言説が、1920年代以降の日本でも流布されていた。そのために強調されたのが、防諜（スパイ取り締まり）と国民の団結を訴える「思想戦」である。大戦後の日本においては、陸軍はロシア・ソ連を、海軍はアメリカを仮想敵とみなしていたが、とりわけ社会主義思想、レーニンやウイルソンに影響された民族自決思想が敵視された。社会主義は反君主主義の共和思想であり、民族自決は独立運動を高揚させる思想である。それはともに当時の天皇制とは相容れないものであった。

治安維持法による弾圧と現代

1925年に制定された治安維持法は、「国体変革」と「私有財産制度の否定」を取り締まることが目的とされたが、共產主義・無政府主義だけでなく、明らかに前者には植民地独立思想・運動も含まれていた。治安維持法は、1928年に緊急勅令によって最高刑が死刑となり、同時期以降、思想弾圧・社会運動弾圧の中心的な武器として猛威をふるう。現在でも治安維持法による犠牲者に対する国家賠償を要求している「治安維持法犠牲者国家賠償同盟」によれば、治安維持法による検挙者は、植民地を除いても68274人、起訴された者は6550人にも及ぶとされている。

また、治安維持法単体で死刑に処せられた者はいないなどとされているが、植民地ではその限りではないし、そもそもそれは治安維持法の真の恐ろしさを隠蔽する言説である。治安維持法の恐ろしさは、刑に処せられたというだけでなく、それ以外の非合法的な「処刑」行為を横行させたことにある。つまり、警察の取り調べ段階での拷問死、劣悪な留置環境による獄死などである。これも国賠同盟によれば、取り調べ中の明らかな虐殺93名（プロレタリア作家・小林多喜二など）、拷問・虐待が原因とみられ

る獄死（病死・衰弱死）128名、勾留・拘置中などの獄死（病死・衰弱死）208名、獄中自殺25名、宗教弾圧による獄死60名にも及ぶ。このような人命軽視・人権蹂躪は、「内敵」「非国民」は抹殺してもよいという論理・感情によって治安維持法に基づく捜査や取り調べ、服役者の取り扱いが行なわれていたということである。このような不法・非道な行為に対して、どのような謝罪も責任者等の処罰も行なわれていない。

さて、現在を生きる私たちが、かつての治安維持法の教訓から、学ばなければならぬのはどんなことか。本稿で見てきたように、治安維持法は、「内敵」撲滅を目指して制定されたものだった。そのようなことが現在の日本で再現されることはあつてはならないが、現在の日本の急激な軍備拡張を目の当たりにすると、そのようなことは杞憂とばかりは言えないと思う。現在の日本の軍備拡張は、アメリカの戦略に従属しつつ、明らかに「仮想敵」「外敵」を設定して進行している。すでに経済安全保障の分野では、「ホワイト国」「非ホワイト国」といった概念が導入されており、特定の先端技術の持ち出しや「非ホワイト国」の研究

者・留学生との接触を制限する動きが見られる。かつて「内敵」とみなされた人々やそれに共感を寄せる人々は「非国民」な

どと言われて排斥された。治安維持法という垂直的な方向からの強権的な弾圧だけでなく、日本人相互の監視という水平的な同調圧力が戦争に反対する人々を孤立させていったのである。最近の「外敵」とみなされている国への報道の仕方（必ず「海洋進出を進める」とか「覇権主義的行動を強める」といった枕詞を国名につける）や日本在住の外国人への排斥の空気の強まりを見ると、軍備拡張や外国人排斥の動きに同調しただけで異端者であるかのような扱いを受ける社会になつてしまふのではないか危惧せざるを得ない。強権的な法律・システムというのは、

公安警察と「人質司法」

大川原化工機事件

最近出版された遠藤浩二『追跡 公安捜査』（講談社）を読んだ。著者は毎日新聞社会部の記者。警察庁長官狙撃事件と大川原化工機事件のふたつに焦点を当て、警視庁公安部が見立てたストーリーに沿って無理な捜査をし、あげくはそのための「証拠」を捏造してまで有罪に持ち込もうとして敗

それを受け入れてしまう社会のあり方がなければ存在し得ないのであるから、私たちは常に声をあげ続けなければならない。

【参考文献】

- 〔1〕川崎哲・青井未帆編著『戦争ではなく平和の準備を』（地平社、2024年）
- 〔2〕関東大震災朝鮮人・中国人虐殺一〇〇年犠牲者追悼大会実行委員会編・山田朗監修『関東大震災の一〇〇年の今を問う…虐殺否定・歴史改ざんを許さず』（日本経済評論社、2024年）
- 〔3〕荻野富士夫・歴史教育者協議会（歴教協）編『治安維持法一〇〇年―「新しい戦中」にしないために―』（大月書店、2025年）

（やまだ・あきら／明治大学文学部教授）

北野 誉

北した経緯を、真実を追求する情熱と綿密な取材を通して描き出した力作だ。

大川原化工機事件は、公安警察が外国為替及び外国貿易法（外為法）違反をでっち上げて、大川原社長ら会社のトップを強引に逮捕し、長期の勾留を行なったものだ。これは公判直前に異例の公訴取り消しとなったが、三人のうちのひとりの相嶋さんはその五か月余り前に被告という立場の

まま進行性の胃癌で亡くなっていた。この冤罪事件に対して大川原化工機側は、都と国を相手取って損害賠償請求訴訟を起こした。今年五月に控訴審判決が出て、警視庁公安部の捜査の違法性を踏み込んで認定、判決確定後、警視庁と地検の幹部が同社の社長らに謝罪に赴いたというニュースは記憶に新しい。

報道によれば判決文は、逮捕された元取締役の島田さんへの取り調べについて「欺くような方法で捜査機関の見立てに沿った調書に署名させた」と指摘。判決を受けた記者会見の場でも、島田さんは「このようないことが起こらないよう再発防止策を明らかにし、法整備を急いでもらいたい。特に取り調べの録音録画や弁護士との立ち会いができる限り早くしてもらいたい」と話した。

捜査当局は被疑者を代用監獄（警察の留置施設）に置いて長時間の取り調べをかけて「自白」を強要し、また起訴後は裁判所に保釈申請を却下させて、恣意的に長期拘留する。本件の場合、二〇一八年の關係先一四か所への一斉ガサに続いて、大川原さんに四〇回、島田さんに三九回、相嶋さんに一八回もの「任意取調べ」がなされていた。二〇年逮捕後、三人は黙秘を貫いていたが、三人合わせて二〇回もの保釈請求は一切認められなかった。相嶋さんのみ「勾

留の執行停止」というかたちで外部の病院に入院したものの、三か月後に亡くなっている。あとの二人の勾留は、三三二日にも及んだ（遠藤前掲書）。これらからは、この冤罪事件が単に「見込み捜査の事実誤認」といったレベルで生まれたものではなく、日本の刑事司法制度における捜査当局のあり方に起因した、構造的な産物であるという事実が明らかになる。日本の刑事司法のあり方の問題である「人質司法」として、すでに海外でも有名であるこの点については、ヒューマン・ライツ・ウォッチの報告書「日本…『人質司法』による人権侵害」がネット上で読める。

公安警察

そもそも大川原化工機事件は「公安事件」である。同社で製造している噴霧乾燥機が、生物兵器製造に転用可能であり、その海外への輸出については、経済産業省の許可が必要なのにそれをしなかったという容疑だ。事件を担当したのは警視庁公安部外事第一課である。

公安警察が刑事警察などに比べて暴走する体質を持っているだろうことは想像できる。遠藤の本で書かれていた警察庁長官狙撃事件も、捜査対象をめぐる警視庁公安部と捜査一課との対立の構図があり、前者の

「頑なさ」が事件の「解決」を妨げた。これを読むと、公安にとって、目的のために手段を選ばないというのは、もはや通常の感覚なのだろうと疑う。デモや集会に参加すれば、いわゆる「警備・公安」部門は、警察組織の中でもとりわけ「組織的であり、系統的であり、密行的である」と実感できる。その本質が、刑事警察・外勤警察などの「市民警察」とは異なる「政治警察」であるばかりでなく、全体としての警察組織を「政治警察」的に動かす力を持つといわれる。警察庁などの幹部は、警備・公安畑出身が多い。警察官の40%弱は外勤の警察官（地域警察）であるが、彼らにもまた「警備情報収集の重要な担い手」としての任務が与えられている。

警備・公安部門の優位性は、警察法においてそれが国家公安委員会の直接の管理下に置かれていることにもよる（刑事警察などは地方公安委員会の管理下）。警察官は地方公務員（ただし警視正以上の幹部は国家公務員）なので、給与は当然各都道府県から支払われるが、それとは別立てで、警備・公安部門に対しては国（警察庁）から潤沢な「活動費」が支出されている。その詳細については都道府県や県警本部長でさえ知らされず、全くの「二重帳簿」となっているという。こうして警察庁は、各都道府県警の警備部（東

京の場合は公安部も）や警備課を直接指揮することが可能になっているのだ（日本弁護士連合会編『検証 日本の警察』日本評論社、古野まほろ『公安警察』祥伝社新書ほか）。

こうした構造になっているのは、やはり歴史的な経緯もある。戦前日本の警察は「行政警察」であり、その行為も議会が制定した法律によらず、中央・地方の警察官庁が決めた「警察命令」に基づいて行使されていた。警察はそれ自体が中央集権的な官僚機構として「国民生活」に全面的に干渉した。敗戦後、GHQの人権指令によって戦前の特高警察は廃止され、それに代わって内務省内に公安課が設置された。やがて内務省も解体することになり、四七年の警察法は、「国家地方警察」から分離し、市町村公安委員会の管理下に置かれる市町村警察（自治体警察）の設置という方針が打ち出された。「国家のための警察」から「国民のための警察」への転換であり、その活動は裁判所によって解釈される法に従うとされた。「行政警察」から「司法警察」への転換である。しかし、治安部門自体に関しては、GHQもこれを温存させ、日本政府も再び中央集権的な警察組織の確立を目指した。内務省公安課系統の公安警察組織は、全国の公安警察官を集めて統一的な教育を施すなど独自に動いた。50年代に入る

と「逆コース」といわれる時代状況の中で、「団体等規制法」や「破壊活動防止法」など治安立法が整備され、東京の地方警察たる警視庁に警備一部と同二部が新設された。警備二部は現在の警視庁公安部の原型で、当時「新特高」と呼ばれた。54年には新しい警察法が強行採決され、現在のような警察の機構が完成したのである。もちろん、かつてのような警察の復活ではあり得ない。しかし、こうした経緯をへて、かつての特高の体質は警備・公安警察として、現代の警察組織の中心に引き継がれたのである（青木理『日本の公安警察』講談社現代新書ほか）。

逮捕・取り調べの実態

もちろん、ひどい人権侵害を伴う取り調べは、決して公安だけだけのものではないだろう。「人質司法」――被疑者から「自白」を引き出すための長期勾留、黙秘権を行使している人間に対しての取り調べの継続、弁護士立ち合いなどを認めない密室性、起訴前勾留を長期化させるための再逮捕、起訴後の保釈申請却下による勾留の継続などは、一般によく耳にする警察の問題点である。だが、やはり完全黙秘事件が普通の公安事件においては、それはさらに多くなるだろう。裁判官も、勾留理由開示や保釈申

請の却下に関して、当該の黙秘を理由に「罪証隠滅の恐れがある」（から勾留が必要）などと形式的な断定をする傾向がある。自らと、自らの仲間を守るために黙秘すること自体が、黙秘権の保障どころか身体拘束の理由にされてしまう。二重の弾圧と言わざるを得ない。

私が実際に救援実務に関わった範囲でも、東京地裁が地検の勾留請求を却下（つまり釈放を意味する）したことがあった。それは実際立件不可能な「公妨事件」だったのだから当然だ（ちなみに裁判所の勾留請求却下は年間、5%以下）しかしその後地検の準抗告によって、裁判所は一転して勾留を認めてしまったのである。そしてその被疑者に対して、連日朝昼晩の三回、合計七時間以上、10日間近くも複数人によって深夜にわたる長時間の取り調べが行われたのである。そしてその取り調べの内容も「事件」について聞くというよりも、「俺は容赦しないからな」などと恫喝したり、当該が女性ということもあり「お前なんかデモに男目当てで来ているんだろ」という性差別・セクハラそのものの暴言を伴うものであったりしている。これは、当該を疲弊・消耗させ、「転向」を強要するものでもあっただろう。全くもって許し難いことだが、これらがむしろ「ありふれた」ケースになっ

ているとさえ言える。

取り調べ拒否の実践

こうした現実には、どのように抵抗していることが可能なか。原則的なスタンスとしては、救援連絡センターの『救援ノート』などを参照してほしいが、最近注目され始めているものとして「取り調べ拒否（出房拒否）」という実践がある。すでに見てきたように、日本では「黙秘権」という言葉はあっても、代用監獄を利用した長時間の取調べが恒常化し、自白が強要されている。強制された自白に基づいて、有罪判決が書かれてしまう。黙秘の意思表示をしても、取り調べ室に長時間拘束して、延々と人格攻撃の暴言を浴びせる。黙秘権があるというなら、その意思を表示した段階で取り調べは中止されなければならない（前田朗『黙秘権と取り調べ拒否権』三一書房）。取り調べの実態が、非肉体的なものであれ拷問に等しいものであるなら、なおさらだ。

首都圏の運動の中でも、二〇一一年ごろから、こうした論理で逮捕後の取り調べを拒否（出房拒否）する実践がいくつか取り組まれてきた。当局は「取り調べ受忍義務がある」などと脅すかして出房を促す。暴力的に連れ出されそうになったら抗議し、弁護士などを通して当局に申し入れてもら

う。それ以降は向こうも無理やり言うてこなくなる。「非常に楽」と複数の当該は言っている。

しかし、相手側が構えていてそうはいかない場合もある。例えば昨年、「住所届けを変更せず、資格がないのに国民健康保険証を使った」ことが「詐欺行為」だとされて逮捕された福岡のAさんは、体調不良を訴えて「取り調べ拒否」を通告したところ、力づくで車椅子に乗せられて取り調べ室に連れ出されている。福岡県警はそれ以前にも別の被疑者を、車椅子に縛りつけたり両手両足を持って暴力的に連行したりしている。大阪府警が「取り調べ拒否なら車いすで」というマニュアルを作っていたことも明らかになっている。

そうしたことによるリスクも一概に無視することはできないが、本人の意思をふまえて弁護士、外の仲間と意思一致して試みていくことはできるだろう。

取り調べ拒否に関しては、ごく最近全国紙などでも立て続けに関連記事が出ている。弁護士グループの動きもあり、車椅子で連行された人や、「取り調べ拒否します」と書かれたTシャツを没収された人が裁判を起こしたりしている（この件についての最新の論考として、前田朗の『救援』紙上の連載、ディビッド・T・ジョンソン「虚構の黙秘権 取り調

べ拒否できない日本」『世界』2025年6月号などがある）。

取り調べの弁護士立ち合いや録音録画の要求、冤罪被害者を救済するための再審法改正など、日弁連を中心として、刑事司法改革の運動も進んでいる。結局は、この酷薄な司法状況に対して、権利を拡大していくための現場の闘いを、地道に積み重ねていくことしかないということになるだろうか。

（きたの・ほまれ／救援連絡センター運営委員）

文 献 紹 介

『検証 治安維持法―なぜ「法の暴力」が蔓延したのか』

荻野富士夫 平凡社新書、2024年12月、1980円（税込）

『治安維持法一〇〇年』

荻野富士夫・歴史教育者協議会編 大月書店、2025年3月、2420円（税込）

横山 道史

ここでは、本特集と問題意識を共有する2冊の文献を紹介しよう。ひとつは、荻野富士夫『検証 治安維持法―なぜ「法の暴力」が蔓延したのか』（平凡社新書、2024年）、もうひとつは荻野富士夫・歴史教育者協議会編『治安維持法一〇〇年』（大月書店、2025年）である（なお、内容に重複する点があること、主要著者が同一人物であることを踏まえ、以後、2冊をまとめて「本書」として扱う）。

ともに著者として名を連ねている荻野富士夫は、一貫して戦前・戦後日本の治安体制の歴史の解明に取り組んできた日本近現代史の専門家である。その仕事ぶりは、「治安維持法」という法律のみを対象としたものではなく、その実行部隊を明らかにした『思想検事』（岩波新書、2000年）や『特高警察』（岩波新書、2012年）が記するところの具体的な運用面にまで目配りした包括的なものである。

ここで紹介する二つの書籍は、治安維持法制定100年という節目にあって、そう

した経歴をもつ著者の、治安維持法の理念（精神）やそれに基づく運用は遺物ではなく、むしろ現代にまで脈々と継承されている現在進行形の事態ではないか、という問題意識に貫かれている。著者は、それを「新しい戦前」や「新しい戦中」という言葉でとらえ警鐘を鳴らすのである。

では、1925年に制定・施行され、GHQの「人権指令」（外的圧力）によって1945年に廃止されたこの法律のどのような点に、そのような潜勢力（著者は、それを「悪法性」ととらえる）が孕まれていたのだろうか。

それを治安維持法の成立背景、運用実態、そして悪法性の20年間を仔細に検証する中から明らかにしたのが本書である。その作業はすこぶる具体的で細部にわたっている。とりわけ、治安維持法の拡張解釈が顕著になった1930年代後半（運用後半の10年間）の複数の事件は象徴的である。当初は、無政府主義・共産主義を弾圧の標的と

していた同法は、学問や言論、さらには宗教の分野にもその射程を広げ、そして一般市民をも巻き込んでいったのである。

本書で具体的に検討している事件は次の4件である。大学の俳句会が「共産主義思想の普及に狂奔」しているとされた「京大俳句会事件」、詩人の集まりが「左翼文化団体の中心指導体」とされた「神戸詩人クラブ事件」、大衆的学術団体が「マルクス主義の宣伝啓蒙、左翼意識の啓蒙昂揚」とされた「唯物論研究会事件」、そして、出版社の編集者たちが「共産党再建準備会を企てた」「共産主義的思想の啓蒙宣伝をおこなった」とされた「横浜事件」である。

いずれの場合にも共通しているのは、特高警察による犯罪化のための「フレイム・アップ」、すなわち、事件の「でっちあげ」である。たとえば、「神戸詩人クラブ事件」では、共産主義者であることを否定するメンバーに対し、特高警察は、「張手（はか）と拳固（こぶ）と竹刀」によって自白を強要したという。さらに、クラブ結成から「コミンテルンの指令にもとづいて反ファシズム人民戦線を展開、天皇制の打倒と軍財閥の崩壊、国体の変革を目的」としていたとする「手記」執筆をも強要されたという。「彼等の頭脳のなかで犯罪を創作され、その創作のために私たちが犠牲にされたようなものであった」

というあるメンバーの回想は、事件の「フレーム・アップ」の構図をよく表している。

この特高警察による事件のどっちあげの手法とプロセスをみると、私は、先般、ある研究会のテキストとして扱った、遠藤浩二『追跡 公安捜査』（毎日新聞出版、2025年）を想起せずにはいられない。同書は、警視庁公安部の犯した二つの大きな事件を取り上げているが、そのひとつが記憶に新しい「大川原化工機事件」である。同事件は、東京地裁によって公安部と東京地検の捜査の違法性が認められている、まさに事件の「捏造」であった。公安部による「ストーリーありきの捜査」に、特高警察のそれとを重ね合わせてみることは穿つ

た見方だろうか。

ところで、治安維持法は日本国内のみに適用された治安立法ではない。それは、植民地朝鮮・台湾と傀儡国家「満州国」においても運用され、日本国内以上の「法の暴力」が吹き荒れたことを本書は記している。朝鮮や台湾においては民族独立運動・思想が、「満州国」においては反満抗日運動・思想がそのターゲットとなったのである。

まず、朝鮮における治安維持法の運用はどうか。本書によれば、被疑者・被告の取り調べにおける拷問は日常的に行なわれ、

また予審訊問でも暴力が頻繁に振るわれたという。拷問による自白の強制以外にも、警察・検察・予審の各「訊問調書」作成では虚偽の自白が挿入されるなどの偽造もしばしば見られたとされる。そして何より、治安維持法の運用をとおして日本国内では警察による拷問死は多数あったものの、判決として死刑が科された例はなかったのに対して、朝鮮における治安維持法違反事件では48人に死刑判決が下されたことが確認されている。一方、台湾におけるそれは、発動件数は朝鮮に比べてかなり少ないが、



その運用は嚴重で、量刑も日本より重かった。台湾においても少なくとも二人に死刑判決が下されている。

次いで、「満州国」におけるそれは苛烈さを極めたものだった。「満州国」においては、反満抗日運動に対する司法的弾圧体制を整備するなかで、1941年に日本の治安維持法を母体とする「満州国」治安維持法を制定・発動している。その特徴は、治安維持上、特に重要にして急速に処置することを要する事件を処理するための「特別治安庭」を設置し、司法機関以外の場所での開廷、官選弁護人の不選任、銃殺による死刑執行を可能とするものであった。こうした司法手続きの簡素化・高速化は、さまざま弾圧を可能とした。その最たるものは、「西南地区肅正工作」に対する同法の適用・運用である。錦州高等檢察庁書記官だった板橋潤は手記「特別治安庭」において、そのことを次のように記している。「生きんが為に部落の人々を集めて話合った」というだけで死刑、「八路军に粟一升やったと云うこと丈で徒刑十年」となった。さらに、「『特別治安庭』が設置され、敗戦に至る期間、死刑にされた中国愛国者の方は一七〇〇名以上、無期及び有期徒刑二九〇〇名以上に達しております、合計四六〇〇名以上の方々の尊い生命を奪って

居ります」とも記し、「満州国」におけるその適用・運用がいかに常軌を逸したものであったかがよくわかる。

このような治安維持法の植民地への適用・運用実態をみると、日本国内に限定しただけでは不明瞭だった治安維持法の「悪法性」の輪郭（本質）がよりはっきりと浮かび上がってくる、そう著者は強調している。

というのも、治安維持法には、そもそもそれを擁護・肯定する論調が存在しているからである。これは、「悪法も法なり」とする立場であり、実際の運用実態と法そのもとを切り離し、合法だったとする見解である。その典型が、安倍政権下の2017年の衆議院法務委員会における金田勝年法相の次の発言である。「治安維持法は、当時適法に制定されたものでありますので、同法違反の罪に係ります拘留・拘禁は適法でありまして、また、同法違反の罪に係る刑の執行も、適法に構成された裁判所によつて言い渡された有罪判決に基づいて適法に行われたものであつて、違法があつたとは認められません」というものである。しかし、本書が明らかにするこの圧倒的な「法の暴力」という事実の解明の前に、いかなる理由をもつて治安維持法の「悪法性」を否定できるだろうか。「悪法は法にあらず」という著者の強い信念によつて結

実した本書をとおして、治安維持法はやはり悪法であつたということを私たちは確認し続ける必要があるだろう。

（よこやま・みちふみ／本誌編集委員）

民族排外主義が作り出す歴史改ざん主義

佐野 通夫

歴史改ざん主義（「歴史修正主義」と称されるのが常であるが、「修正」の文字には「正しくする」という字義が含まれるので、「歴史改ざん主義」とする）の言説が止まらない。『正論』という、その種の言説を主に掲載する雑誌まで存在し、個人で上げるSNSに至っては、その数を知らずという状況である。

西田参議院議員の沖縄攻撃

最近では、西田昌司参議院議員（自民党）が25年5月3日、沖縄県神社庁と神道政治連盟県本部、日本会議県本部などが主催、自民党県連が共催したシンポジウムで戦後の歴史教育について「でたらめなことをやってきた」と主張。その上で、「何十年か前」に訪れたというひめゆりの塔について、「今はどうか知りませんが、ひどい。説明を見ていると、要するに日本軍がどんどん入ってきて、ひめゆりの隊が死ぬことになった。そしてアメリカが入ってきて、沖縄が解放された。そういう文脈で書いている。歴史を書き換えられると、こういうことになっちゃう」などと発言し、さらには、

「沖縄の場合、地上戦の解釈を含めてかなりむちゃくちゃな教育のされかたをしている。自分たちが納得できる歴史を作らない」とも続けた。

沖縄では、翌4日に報道された。西田は、7日の記者団の取材でも謝罪・撤回せず、県内2紙の記事は、「切り取り」だと非難した。玉城知事は、「沖縄戦の実相をゆがめる意味で考えるとゆゆしき発言」と述べた。沖縄での抗議行動の高まりにより、西田は、9日に国会内で記者会見を行ない、「ていねいな説明なしにひめゆりの名前を出して講演したこと自体、非常に不適切だった」、「TPOが一番の反省点」と語り、「歴史の書き換え」と指摘した資料の存在や沖縄の「むちゃくちゃな教育」という発言は、撤回しなかった。

13日、参政党の神谷宗幣代表（参議院議員）が、青森県での街頭演説で西田に同調して、「日本軍が沖縄の人たちを殺したわけではない」と発言、『琉球新報』は、社説で反論した。参政党沖縄支部連合会も神谷に賛同した。

関東大震災朝鮮人虐殺否定

早く2009年には、工藤美代子が『関東大震災「朝鮮人虐殺」の真実』（産経新聞出版）を出している。「日販商品データベース」には「あれは本当に「虐殺」だったのか。震災に乗じて半島から襲来したテロ集団の実態を暴き、悲劇の真相を糾明。「日韓併合」から100年、徹底した歴史検証を通して「朝鮮人虐殺」の真実に迫る渾身のノンフィクション」という紹介が掲載されている。工藤は「殺害がなかった」とは言わず、朝鮮人死者はテロリストであり、「正しい殺害だった」と主張している。本書に基づく都議の質問を名目に小池百合子知事は2017年から9年連続、関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典に追悼文を送付していない。

日本軍性奴隷売春婦説

2014年には朴裕河が『帝国の慰安婦 植民地支配と記憶の闘い』（朝日新聞出版）を出版し、日本軍兵士と「慰安婦」とされた日本軍性奴隷との交歓があったとした。前年には韓国でも出版されているが、日本版と韓国版では微妙な違いがある。2024年には日本で文庫版も出版されている。

朴裕河は本書で元慰安婦の名誉を傷つけ

歴史研究を否定する動き

たとして、2015年に元慰安婦らの告訴により名誉毀損罪で起訴され、一審は無罪だったが、高裁は著作中の表現が「虚偽」だとして有罪（罰金1000万ウォン（約110万円））を言い渡した。しかし、23年10月、韓国大法院（最高裁）が「学問的主張または意見の表明と評価するのが妥当」として、高裁判決を破棄差し戻し、24年4月、ソウル高裁は無罪を言い渡した。

朴裕河は14年6月に慰安婦被害者から損害賠償訴訟も起こされている。一審では朴が原告側に計9000万ウォンを支払うよう命じる判決が言い渡されが、25年1月の二審では朴に賠償責任はないと判断され、原告が逆転敗訴している。

本書が朝日新聞出版から出されていることにも象徴されるように、著者朴裕河は、2011年には平凡社から『和解のために教科書・慰安婦・靖国・独島』を出版、大佛次郎論壇賞を受賞するなど、日本の文化人をも巻き込んだ日本免罪論を展開している。

このような「文化人」を装う動きとして、2021年には、米ハーバード大教授J・マーク・ラムザイヤーが「慰安婦＝性奴隷」説を否定する「学術論文」を発表している。そもそも両者とも、「売春」だったらいというのか疑問であるが。

さて、書かれてもいないことを口走る西

田、形の上では何か調べて書いているふりをする工藤美代子、朴裕河、ラムザイヤー。彼らは研究者が必死に調べ明らかにしてきたことを無効にするために力を注いでいる。真摯な研究者の目からすれば何を荒唐無稽なことを言っているのだということであつても、一度形にされた言説を否定するには、さらに同じような努力を要する。工藤論については、早くも山田昭次が、工藤が論拠とした9月2日から6日までの新聞報道の虚報性、10月20日に司法省が発表した「朝鮮人犯罪」のほとんどが氏名不詳、または逃亡死亡していて、犯罪の確証が疑わしいものであることを基に、工藤の著作は「実証的な論証を欠いた非学問的な著作である」と批判している。鄭栄恒はこの新聞記事の「編集」も明らかにし、さらには工藤が引用したイギリスの外交文書をイギリスのナショナル・アーカイブで調べ、工藤が資料の一部をカットして前後をつなげて、朝鮮人や共産主義者をめぐる震災後のパニックの話を脅威が実在した話にすりかえていると明らかにしている（鄭「関東大震災時の朝鮮人虐殺―否定論の批判的検証」、関東大震災時朝鮮人虐殺の事実を知り追悼する神奈川実

行委員会、2023年）。

ヘイトスピーチとの類似性

こうして見ると、歴史改ざん主義は、ただスローパーにいる女の子を撮った映像を一瞬间にして「万引きをするクルド人」であるとして、天下にさらすヘイトクライムと同質なのである。鄭栄恒は「歴史修正主義や歴史否定論の最も悪質なところは、読者が最低限筆者に寄せる信頼というものを利用しているところにある」と記しているが、私からすれば、それだけでなく、山田や鄭のような優秀な研究者の貴重な研究の時間を奪うことでもあると思う。確かに学問は論争の積み重ねで成り立つものである。天動説が地動説に変わっていき、またそれが相対性理論に変わっていったのもそうである。朴裕河の裁判において、韓国大法院が「学問的主張または意見の表明と評価するのが妥当」としたのも、学問上の争いは訴訟になじまないとするこれまでの通説に従うものだろう（確かに自然科学系の論争の正否など裁判所の判断になじまないだろう）。

「自分たち」を守る言説？

これらヘイトスピーチや歴史改ざん主義は、「自分たち」が不当におとしめられているという形で、それへの反撃としてなさ

れる。決して、自分たちは過大に評価されている。自分たちはこんなに誤った事をしたという方向に歴史を改ざんすることはない。このとき、問題なのは「自分たち」の範囲である。韓国・ソウル日本大使館前では毎週水曜日、日本軍性奴隷問題解決のための水曜デモが行なわれている。ところが、そのわきでは「慰安婦の言うことは嘘でたらめだ」「彼女らは売春婦だ」という聞くに堪えない罵詈雑言が韓国人によってなされている。共に参加した日本人参加者から「彼らはなぜ同じ韓国人を侮辱するのか」という当然の疑問があがった。彼らが

韓国国旗である太極旗と合州国国旗である星条旗を共に掲げるように、自分たちの「仲間」、この事例であれば日米韓の軍事共同体を守ることが大事なのである。歴史改ざん主義者は「日本がおとしめられている」などと言う。しかし、その「日本」「日本人」は決して、日本国籍を持つ者全てではない。西田においては、沖縄人はすでに外れている。工藤の関東大震災朝鮮人大虐殺においては、「主義者」（社会主義者）は日本人であろうと殺して良い対象である。国籍・民族の如何に関わりなく、誰もが一瞬にして「非国民」とされ、「自分たち」から切り離すことのできる存在なのである。25年7月20日の参議院選挙では「日本人ファースト」

を謳う「政党」（参政党）が比例代表選挙で12・5%の得票、7議席、選挙区を含めて125議席のうち14議席を獲得した。「オレは投票のできる『日本人』だから大事にされるのだ」などと考えているならば、上に挙げた西田の言説、工藤の言説を思い出してほしい。朝鮮人だって、関東大震災当時、「大日本帝国臣民」と称されていた。権力の都合で「日本人」の範疇はいかようにも変わるのだ。

人文学弱体化

2025年6月11日、学術会議を特殊法人化する法律が成立した。問題の発端は、20年、学術会議が推薦した新会員候補のうち6人を当時の菅首相が任命拒否したことだった。6人はいずれも人文系であった。さらに遡れば、14年には文科省が国立大学の組織改革案として「教員養成系、人文社会科学系の廃止や転換」を通達し、人文系へ圧力を加えている。それ以前にも04年の国立大学法人化、14年の学校教育法改正で学長権限が強化され、教授会の力が弱められ、「トップダウンの仕組み」が作られてきた。これらの人文系弱体化策は政策批判を恐れ、歴史の真実を覆い隠すためになされてきたということができるだろう。25年7月の参議院選挙戦の中で、「参政党」の

荒唐無稽な外国人攻撃に危機感を持ったマスコミ等が多く、「ファクトチェック」記事を掲載したが、にもかかわらず多くの「日本人」有権者が投票した背景にはこの人文社会科学知の弱体化があるだろう。

佐高信が『70人への鎮魂歌』（平凡社新書、2024年）の中でアルベルト・フジモリに関連して、次のように言っている。「ラディカルなデモとそれを規制する機動隊をテレビが撮る場合、カメラをどこに置くかで、受ける印象がまったく違ってくる。機動隊の後ろに据えて、たとえば投石する学生を撮ったら、デモ隊の方が暴力的だとなる。逆に、デモ隊の側に置いて突進してくる機動隊を写したら、暴力的なのは規制する側ということになるだろう」。事実は両方の動きを見定めてこそ明らかになり、科学は「人類」全体を基盤として成り立つべきものであろう。現実の、特に人文社会系では必ずしもそれがなされていないが、自然科学において、扱う人間によって光の速さが異なっていたりしたら、地球規模の実験は成り立たないだろう。

日本において、古代天皇制国家がいつ成立したかは、研究者の間でも諸説論争が存在しているが、日本国政府のHP (<https://www.kunaicho.go.jp/about/kosei/keizuhm>) には、「紀元前660年、神武天皇から」が

れいれいしく載せられている。そして驚くことにネットで「日本はいつできた」などと詮索すると、この日付が出てくる。「天皇制国家」というのは歴史改ざんに基づいた国家なのである。そもそも、政治権力というのは歴史改ざんが好きなものであるが、歴史改ざん、またそれを作り出す民族排外主義を許してはならない。

(さの・みちお／大学教員)

小田実没後18年シンポジウム 「人間の国」はどこに？ 戦後80年目の現実 ～世界を覆う不穏な空気の中で考える～



〔第一部〕戦争の加害認識と責任が戦後民主主義と平和の礎

鎌田慧（作家）

神子島健（東京工科大学教員）

司会 大屋定晴（北海学園大学教員）

〔第二部〕小田実の「市民＝議員立法」運動と共生社会

1) 小田実の足跡を辿って

2) 市民と超党派国会・地方議員の発言

3) 戦後80年目の「難死の思想 被災の思想」 玄順恵（画家）

閉会挨拶



*日時 2025年9月20日（土） 13時～16時30分

*会場 アルカディア市ヶ谷5階「大雪」（東京都新宿区九段北4-2-25）

*アクセス ・JR中央線市ヶ谷駅 徒歩2分

・地下鉄有楽町線・南北線市ヶ谷駅（出口A1-1）徒歩2分

・都営地下鉄新宿線市ヶ谷駅（出口A1-1・A4）徒歩2分

*資料代 大人 1,000円 学生 500円（高校生以下は無料）

主催 小田実文学と市民運動を考える会

電話・FAX 042-425-6800（コミュニティレストラン「木・々」）

市民の意見30の会・東京 電話03-6435-2030 FAX 03-6435-2031

「台湾危機」と地政学の亡霊

成澤 宗男

英国出身でプリンストン大学の欧州経済史教授のハロルド・ジェームズの調査によると、地政学(Geopolitics)という用語が英字紙において使用された回数は、1970年代から2000年代に入る前まではほとんどゼロに等しかったという。だが2007年から2008年にかけての金融危機から少しずつ上昇に転じ、2014年のロシアによるクリミア併合以降、急激な伸びを記録して、2021年段階で年間2万5000件を超えたとされる。(注1)

後述するように地政学は冷戦開始前後から米国の世界戦略に重要な影響を及ぼし、次いでクリミア併合が結果的にロシアと中国の「無制限のパートナーシップ」の形成を促して、集団的西側と対立する「新冷戦」と呼ばれる時代が到来したことで、再び地政学が注目される状況となったのかもしれない。

今や国際情勢の記事・論文に地政学という用語があふれているのみならず、米国の代表的な地政学者の一人であるフランシス・センプによれば「国家の外交・防衛政策は古典的な地政学の理解に根ざして」お

り、「大統領とその主要顧問の根底にある世界観を形成している」(注2)とされる。

ここでの「古典的な地政学」とは、言うまでもなく英国のハルフォード・マッキンダー(1861年～1947年)とオランダ系米国人のニコラス・スパイクマン(1893年～1943年)の著作を指す。特に著明なのが、マッキンダーによる「東欧を支配するものがハートランドを支配し、ハートランドを支配するものが世界島を支配し、世界島を支配するものが世界を支配する」(1919年の著書『Democratic Ideals and Reality』より)というテーゼだ。この「ハートランド」とは、マッキンダーの生涯で用語や説明が微妙に異なっているが、前出のセンプの要約によれば「東西はシベリアのレナ川から黒海とカスピ海の間の東欧の端まで、南北は北極圏直下から内モンゴルと中央アジア北部」と理解される。そして実質的に「世界島」とは、ユーラシア大陸だという。

スパイクマンはマッキンダーの直系と見なされるが、「ユーラシアの支配」によって「世界の支配」が帰結するという認識を

共有しながらも、「ユーラシアの支配」のためには「ハートランド」ではなく、マッキンダーが「三日月地帯」と呼んだ「ハートランド」を囲む欧州からサハラ以北の北アフリカ、西アジア、南アジア、東南アジアを経て中国大陸の東アジアの一部に至る带状の地帯に着目し、人口の密集度や経済の集積等の面から優先的に「支配」する必要性を説いた。この地帯をスパイクマンは「リムランド」と呼び、「リムランドを支配する者はユーラシアを支配し、ユーラシアを支配する者は世界の運命を支配する」(死後の1944年に出版された『The Geography of the Peace』より)という別のテーゼを打ち出した。

両者の理論は、現在もアングロサクソン圏のメインストリームで絶大な評価を失っていない。他方、カナダのラヴァル大学地理学部の教授であるフレデリック・ラセールが指摘するように、マッキンダーは「実証的な地理学的分析に基づいておらず」、スパイクマンと共に「自らの主張を裏付ける具体的証拠を提示していない」(注3)といった批判も存在する。さらに、以下の問題も無視できない。

マッキンダーは19世紀末から20世紀初頭の大英帝国の絶頂期に活動し、地理学者で

あると同時に政治家でもあった自身に課せた、帝国の拡大と維持という使命を疑ったことはない。スパイクマンも含めポストコロニアリズムの時代精神と無縁で、帝国主義の論理を自明とした。

当然、1945年に発効した国連憲章で謳われた「人民の同権及び自決の原則の尊重」と「紛争の平和的解決」を定めた条文も彼らには反映されていない。国連憲章は「支配」「被支配」という国家間の関係性をオーソライズしてはならず、世界「支配」の方策とも言うべき地政学の時代錯誤ぶりが際立つ。

そもそも歴史上、欧州のみならずインド亜大陸や中近東、中央アジア等も含めた広大なユーラシア大陸を「支配」した国家・勢力など存在しない。およそ想定し難いその「支配」を念頭に戦略を立てるのは合理性に欠く。「ハートランド」や「リムランド」にしても、仮にそうした地理上の位置を「支配」する国家・勢力が在り得たとしても、即「世界支配」という国家意思を不可逆的に生み出すような法則性が働くとは考えにくい。

ユーラシア外のブリテン島と「北米島」の両者にしてみれば、地表で最大の面積と人口、経済規模を誇るユーラシアが別の何者かに「支配」されたら、自分たちが脅か

されるのではないかという懸念を抱く心理が働くのかもしれない。だがそれは、「世界を支配する」という自身の帝国主義的野望の裏返しでしかなく、他国・他勢力も同じ意図を持っているに違いないという一種の妄想から生じていよう。にもかかわらず、現在の米国の対中国政策の骨格は、スパイクマンの主張によって構成されている。

スパイクマンは大日本帝国が中国大陸で戦い、太平洋で米国と戦っていた時代に、すでに征服を困難視してか中国を脅威と見なした。1942年に出版された『America's Strategy in World Politics』には、「4億人の人口を抱える近代化され、活力と軍事力を備えた中国は、日本だけでなく、アジアの地中海における西側諸国の立場にも脅威となるだろう。中国は巨大な大陸国家となり、その地中海沿岸の大部分を支配することになるだろう」とある。

この「アジアの地中海 (Asian Mediterranean)」とは、日本海や中国沿岸の黄海と東シナ海、南シナ海、さらにはフィリピン海等を含めた海域だという。「リムランド」である中国東部沿岸地帯を含め、この一帯が、「極東における支配的な勢力」と見なした中国との覇権をめぐる場となると予測していた。これをスパイクマンの「先見の明」と

評価する論者も多いが、見落とされた場所もある。それが、台湾だ。

ダグラス・マッカーサーは連合軍最高司令官時代の1950年に東京から本国宛てに送った極秘の覚え書きで、以下のように警告している。

「台湾の地理的位置は、米国に非友好的な勢力の手に渡れば、日本、沖縄、フィリピンを中心とした我が国の戦線のまさに中心に敵の突出部を形成する。……その地理的位置と基地の潜在的可能性の結果として、米国に敵対する軍事大国による台湾の利用は、米国の前線陣地の中央および南部側面の戦略的重要性を相殺するか、あるいは覆い隠す可能性がある」

つまり「極東における支配的な勢力」との戦いにおいて不可欠の戦略的位置を占めるのが、台湾なのだ。戦後の米国の対中国戦略は、スパイクマンの着想、及びそれに台湾を加えて補強した形のマッカーサーのそれに大きく依っている。そして今年、「ワシントン・ポスト」紙は3月30日付記事で国防総省の機密文書「暫定国家防衛戦略指針 (Interim National Defense Strategic Guidance)」の内容の一部をスクープしたが、そこでは中国を『「大国間の戦争」における唯一の潜在敵」とし、「中国による台湾奪取を阻止」する戦いが戦況の焦点になる

と想定されている。

同「指針」は日本政府が煽り続けている「台湾有事」のテンプレートに等しく、さらには九州や沖縄で進行しているミサイル配備を中心とした自衛隊の臨戦態勢構築を導いている。だが、「中国による台湾奪取を阻止」などという地政学を背景にした発想に正当性があるのか。

第一に、米国は1972年の上海コミュニケで「中国はただ一つであり、台湾が中国の一部であると主張していることを認知している。アメリカ政府はその立場に異議を唱えない」と確約した。ならば自国の領土である以上、中国にとって台湾との関係は内政問題であり、「阻止」などという行為は主権の侵害となる。

ところが第一次ランプ政権以降、米国はそれまで控えていた政府・議会要人の訪台を次々と公然化させ、2024年には約20億ドルの武器供与を確約した。加えて「台湾からの全ての米軍と軍事施設の撤去」を確約した同コミュニケを無視し、金門島に陸軍特殊部隊を常駐させ、「中国はただ一つ」という原則を実質的に破棄し、与党・民進党を利用して実際は分離独立を後押ししている。台湾が「米国の前線陣地の中央および南部側面の戦略的重要性」を有する以上、中国の「手に渡」るのを決して許容

せず、中国が目指す「平和統一」を実現させる意図も毛頭ない。だが、台湾の「戦略的重要性」などという米国流の地政学が、国家間の取り決めより優先されてよいはずがなく、「台湾危機」の根源はこうした米国の言行不一致にある。

第二に、米軍のインド太平洋軍司令官ジョン・アキリーノ（当時）は2023年4月、下院軍事委員会で、中国指導部が人民解放軍に「台湾を武力で奪取し、太平洋における支配的な大国として米国を追い抜く能力を開発するよう指示」していると証言した。

戦前から中国を「脅威」視していたスパイクマンの地政学は今日、このように「台湾防衛」——太平洋での「支配的な大国」の地位の確保として路線化されている。ワシントンでありふれたこの主張は、米国が自明の前提とするそうした地位が台湾の「奪取」で脅かされかねないように想定している。だが「大国」が米国一国のみでなく、なくてはならず、中国を始め他国は決して許容されないという独占意識は国連憲章の精神と無縁で、国際法規上何の裏付けもない。もともと「太平洋における支配的な大国」という地位自体、米国が帝国主義時代に武力で既成事実化したに過ぎない。米国は先住民に対する絶滅政策を伴いながら北米大

陸を西進し、1846年の対メキシコ戦争でカリフォルニアを始めとする膨大な領土を奪い、1890年に西部開拓の公式終了を宣言した。次に「今こそ大海原へ」「我々の海だ」といった国内世論を背景に、地表の3分の1を占める太平洋を拡張主義の対象にした。

1893年にハワイ王国を打倒し、後にインド太平洋軍の司令部が置かれることになる州として併合。1898年には戦争で勝利したスペインから、今や同軍の重要拠点となっているグアムを割譲させたのに続き、1902年には住民の抵抗を弾圧してフィリピンを植民地支配下に置いた。

ニューヨーク大学アジア太平洋アメリカ研究所の客員研究員であるマーク・ツェン・パターマンが指摘するように、太平洋における彼らの戦略こそ「19世紀と20世紀の米国の拡張を導いた前提を受け継ぎ」、そこでの中国との「永続的戦争状態が、数世紀に及ぶ米国の太平洋での覇権計画の必然的産物」(注4)であるのは疑いない。

こうした前時代の無法な獲得物としての「支配的な大国」の地位を、あたかも何かの正当性に裏付けられた不可侵の既得権であるかのように振る舞う米国の姿勢に、他国が同調すべき理由はない。そして戦後、大英帝国の後継者となった米国が太平洋の

次にユーラシア大陸に拡張主義の野望を向けた際、自国に好都合の戦略論的装いをこらした理屈を提供したのが、マッキンダーやスパイクマンの地政学ではなかったのか。である以上、「台湾危機」が扇動されている今日、地政学を受容せねばならない理由も乏しいだろう。

(注1)「Geopolitics is for losers」1 December, 2022

(URL<https://aeon.co/essays/geopolitics-is-a-losers-buzzword-with-a-contagious-idea>)

(注2)「Needed: A National Security Strategy Rooted in Geopolitics」9 January, 2018

(URLhttps://www.realcleardefense.com/articles/2018/01/09/needed_a_national_security_strategy_rooted_in_geopolitics_112871.html)

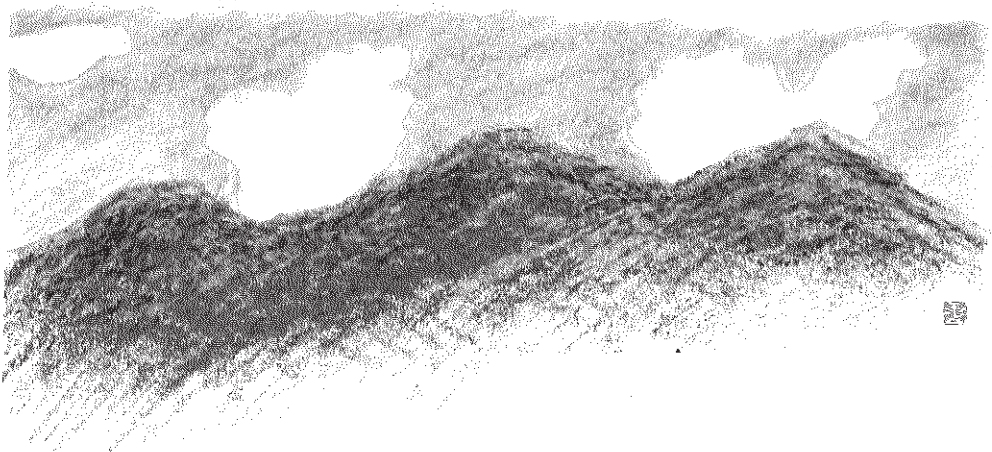
(注3)「Mackinder, Models and the New Silk Road: a Deceiving Tool?」27 August, 2020

(URL <https://ras-nsa.ca/mackinder-models-and-the-new-silk-road-a-deceiving-tool/>)

(注4)「China and the American Lake」1 July 2021

(URL<https://monthlyreview.org/2021/07/01/china-and-the-american-lake/>)

(なみちわ・むねお／ジャーナリスト)



「原発とめよう飯能」の歩みとその記録

戸谷 克己

「原発とめよう飯能」という組織は、福島第一原発の事故が起こった直後の8月に、原発の存在を危惧し原発のない世界を希求する、飯能と近隣の日高や入間や狭山等の市民が集まって始めることになった運動体です。毎月1回の定例会のもと、様々な講演会や学習会や映画会などを開催すると共に、市民に原発の被害や危険性を訴えて、原発のない日本や地球（世界）を目指す、七夕ウォーク（7月7日付近の日曜日）やクリスマスウォーク（12月の早い時期の日曜日）と称して、「原発さよなら」「原発とめよう」「子どもたちに原発のない地球（世界）をプレゼントしよう」といったシユプレヒコールを声高に上げて飯能市内をデモ（パレード）したり、原発の見学や被災地の訪問を目的にしたツアーに参加したり、近隣の地域や都内の反原発などの集会の紹介や参加などを行なってきました。

特に、「七夕ウォーク」や「クリスマスウォーク」は竹（笹）に七夕の飾りを付けたり、樅の木にクリスマススの飾りを付けたりしたカートを先頭に、参加者が浴衣を着

たり、サンタクロースの格好をしたりして、太鼓やドラムを叩いたり、鈴を鳴らしたり、アコーディオンやギターの演奏に合わせてたりして、賑々しく飯能市内（飯能駅の南口を出発し、飯能のメインストリートから東飯能駅前に出て、そこから飯能駅の北口に戻ってくるコース）の3キロ程の道のりをデモ行進して歩く恒例の行事になっています。（参加者は100人を超えたことありますが、最近では30〜40人の集団で、デモの後は市内の施設で各自の運動への関わりや普段の活動や意見などを述べる、和気あいあいとした時間を過ごすことになります。）

講演会に関しては、2012年には実行委員会形式ではありましたが1000人のホールを満席にした小出裕章さんを皮切りに、「恐怖の放射線内部被曝」と題した松井英介さん、「浜岡原発現地からの報告」と題した伊藤実さん、13年には事故直後、放射線の被害から町民の命と健康を守るために町民約2000人を連れて現地を離れ、別の場所に避難することを選択した双葉町長の井戸川克隆さん、14年には福島



原発告訴団の団長の武藤類子さん、16年には飯館村で酪農を営んでいた原発被害糾弾飯館村民救済申立団の団長の長谷川健一さん、17年には東京電力や関係各省や自治体に対する独自の取材をもとに、歯切れの良い原発トークをなす夫婦漫才コンビ「おしどり」のマコさんとケンさん。18年には原発事故がもたらした放射線による健康被害を追いつけている臨床医の牛山元美さん、19年には飯能出身のNHKディレクターで汚染水の海洋放出問題を放送で取り上げて

いる立山遼さん、23年には地元(飯能)で「地域内エネルギーの活用」ということを追求している錫田節夫さん、飯能の近くの秩父で家具職人をしている元イスラエルの兵士で、「原発と戦争で壊れる人権」というものを問い続けているダニー・ネフセタイさん、24年には戦争や障がい者の問題を問い詰める作品(詩)を発表し続けている飯能在住の詩人の宮尾節子さんをお招きして、原発と原発事故によってもたらされた様々な問題について語っていただき、原発や戦



争のない社会の一日も早い到来というものを、相互に確認しあうことになりました。

学習会に関しては、講演会と同じく公開によって行ない、18年の福島原発かながわ訴訟団の代表を務める村田弘さんによる「避難解除後の福島の人々の暮らし」、20、21、22年には元原子力資料情報室スタッフの澤井正子さんによる「汚染水の海洋放出について」「フクイチの現場はどうなっているか」「核廃棄物について」といった連続学習会を開いてきました。講演会においても、学習会においても、どの人たちの話も、原発は人々の健康や生活に対して、普段から大きな影響を与え続ける存在であり、まして事故が起これば、福島第一原発事故から体験したように、取り返しのない甚大な被害を与えるものであり、建設費や維持管理費において莫大な資金を要し、経済的な効率から見ても割りの合わないものであるのに、いったん事故が起これば、その対応や処理のために止めどもない資金を投下しなければならなくなってしまったという話でした。そのような話を伺って私たちは、一日も早くこの日本から、この地球から、原発というものをなくしていかなければならないという思いをいっそう強くしました。

映画に関しては、15年に新聞やマスコミ

などでも報道されていない原発が建設されていく過程の利権の構造や原発事故後の政府や東電の対応などを暴くことによって、原発の存在の意味というものを、鑑賞した人たちに問うことを目的にした一人の弁護士によって製作された『日本と原発』を、17年には原発事故から5年を経過した放射能に汚染された土地で耕作を続けることによって、原発の被害にへこたれずに抗うたくましい「飯館村の母ちゃんたち」の姿を描き出したドキュメンタリー作品『飯館村の母ちゃんたち 土とともに』を上映して、原発に関連する様々な問題やその事故のもたらす被害と人間の関わりの問題を見詰めることによって、やはり、人間は原発とは共存することなどできず、原発がなくなることで、私たちは安全で安心な生活を送ることができるということを確認しあうことになったのでした。

バスツアーに関しては、郡山で行なわれた大会の参加と巨大地震の想定震源域にある浜岡原発の見学にはバスをチャーターし、また、2年おきに実施されることになった「原発とめよう秩父人」による福島原発の20km圏を巡るバスツアーに同行して、高い線量の浪江町・双葉町・大熊町・富岡町・楢葉町をバスの中から見て回ったり、さらに20km圏外の南相馬市や飯館村には実際に

降り立って、原発事故後の福島の実状を見
ることを通して、その後「原発とめよう飯
能」が発行している「とめよう原発かわら
版」にその際の見聞や体験を報告しても
らって、体験の共有化とその現実の状況に
ついての認識を新たにしていこうように努め
てきました。

そのほかに、「意見広告市民の会」とい
う「原発とめよう飯能」のメンバーによっ
て立ち上げられた組織で、13年から23年ま
での10年間、脱原発・反原発の声を各地の
隅々にまで広げていくための一つの手法
として、「すべてのいのちに原発のない世
界を（その後「原発も戦争もない世界を一日も早
く」というタイトルで、「市民の脱原発
宣言」といった新聞折り込み（チラシ）を、
原発事故の起きた3月11日に合わせて、新
聞に折り込んで発表することを持てきま
した。このチラシは一口500円の参加費
を募って、脱原発・反原発という主旨のも
と、個人名と20字以内のメッセージから構
成されたもので（個人名等が掲載されることを
希望しない人は、カンパという形で募って）、最
終的には761人が参加し78、500部
に上るチラシを、飯能市・日高市・入間市・
越生町と狭山市の一部地域の新聞に入れる
ことができました。この意見広告は、「一
人ひとりが声を上げることが大切」との思

いで始めたものですが、最終的にはB4判
の両面にはびつしりと名前とメッセージで
埋まったチラシが出来上がることになり、
それは「原発とめよう飯能」の仲間たちの
脱原発・反原発の思いが何よりも多くの人
たちに反映されたものとなって結実した結
果であったと思います。

現在、政府は原発事故がもたらした悲惨
な現実を忘れて、いままです建設から40年で
廃炉としていた原則を撤回して60年に延ば
し、原発を稼働することを推進しようとし
ています。原
子力規制委員
会の元委員長
が、再稼働に
当たって「規
制基準に適合
と認めた」が
「安全という
ことを申し上げ
ません」と
も言っていた
ように、原発
は安全なもの
ではなく危険
なものである
ことは確かな
のです。ドイ

短冊に、脱原発と戦争のない世界への願いを込めて…

原発とめよう 七夕ウォーク

2025 8月9日(土)

スズ・太鼓
メッセージボード
など持って
歩こうよ！

出発（飯能南口）18時 → 解散（飯能北口）19時

＜飯能南口 → 消防署 → 飯能北口 → カラオケ館 → 東飯能西口 → 広小路 → 銀座通り商店街 → 飯能北口＞

どなたでも参加できます。お友達、ご家族にもお声かけて
想いをつなげていきましょう

原発ゴミダメ！
戦争ゴミダメ！

誰もが安心して
暮らしていける世界を
子どもたちに！

熱中症対策を
各自お願いします
小雨なら
やりまーす！

浴衣で参加
大歓迎だコン

LOVE
and
PEACE

きしやんは
まきたー！

問い合わせ／原発とめよう飯能 042-977-3665（戸谷）090-5324-6412（川野）
賛同団体／子どもの未来を楽しくする会・飯能 平和懇談会 奥むさし・文化日衆の会 さよなら原発・ひだか
平和ネット入間 こどもを守る会いまる 憲法学習会 原発とめよう秩父人

ッでは、日本の原発事故を受けて、すべて
の原発の廃炉を達成し脱原発の方向に進ん
でいますが、本来ならば、原発事故を起こ
した私たち日本はドイツよりも先に、脱原
発に舵を切るべきであったはずですが、「原
発とめよう飯能」は、日本から世界から、
原発のない社会を求めて、どこまでも活動
を続けていきたいと思っています。

（とや・かつみ／原発とめよう飯能 代表）

いつもダンディだった
本野さん

大橋 成子



高橋武智さん(左端)と本野義雄さん(右端)の傘寿を祝う会にて、福富節男さん(中右)、吉川勇一さん(中左)

私が初めて本野さんにお会いしたのは、かれこれ47年前の1978年。大学卒業と同時にアジア太平洋資料センター(PARC)の専従になった時、赤坂の狭い事務所で「初めて新卒が入ったぞ!」と迎えてくれた本野さんの笑顔が懐かしい。当時本野さんはTBSに勤めていて、仕事帰りによく事務所に立ち寄っていた。

その後、PARCが神保町の広い事務所に移転してからは、鶴見良行さん、吉川勇一さん、北沢洋子さん、加地永都子さん、武藤一羊さんらが会議に集まっては議論を戦わせていたけれど、同席していた本野さんは静かに皆の話を聞いていた様子が印象に残っている。あの時代は、周囲の大人たちが様々な影響を与えてくれた。特にPARCにはそういう大人たちが大勢いた。会議が終わるとそのまま飯田橋にあった憂陀というバーでよくお酒を飲んだ。アジアが激動していた時代だったから、酒の席でさらに白熱する話を聞きながら、まだ小娘だった私はいつしか耳年増になっていった。そんな中で、本野さんだけはいつもダンディだった。店でかかっている音楽をまるで彼一人が楽しんでいるかのように、穏やかにパイプをふかしていた姿を思い出す。

本野さんは当時PARCで映像部門(当時はスライドや8ミリ映画)の監修を担当していて、金芝河の詩と富山妙子さんの版画を組み合わせた「縛られた手の折り」やタイの女子労働者のドキュメンタリーなど、プ口的手腕を発揮した作品を続々と作っていた。

さらに1979年に創刊された季刊「世界から」の編集委員会メンバーとして、毎号の企画・翻訳に関わった。彼の翻訳は正確かつ丁寧な日本語でとても読みやすかったのを覚えている。でも、普段はとても温厚な本野さんとは思えないほど、私はいつもこっぴどく叱られていた。特に忘れられない思い出は、私が初めて現地取材したタイの民主化運動に感動して、つんのめった思いの原稿を書いた時だ。「君はいつたい誰に何を伝えたいの?」と厳しい声で問い詰められた。初めて怖い人だと思った。何度も書き直しを命じられ、それでも真つ赤に訂正された原稿を見た時、私は泣きそうになったが、あの時の「誰に何を?」という基本は今でも貴重な教訓になっている。

この追悼文を書いている最中にも、30、40年前の本野さんの思い出が断片的によみ

がえってくる。

本野さんはよく自宅の食事会に誘ってくれた。そこにはいつもベ平連時代を共に過ごした若者たちが、まるで我が家のようにたむろしていた。写真家やスーパリーの店長や左官屋さんなど職業もバラバラだけど、家族のような仲間たちに囲まれた本野さんはとても楽しそうだった。高級ワインや彼の手作り料理に舌鼓をうち、ベ平連時代の武勇伝が話題になっても、その中心にいたはずの本野さんは相変わらず笑うだけで、彼からひとつも自慢話を聞いたことはなかった。

当時の本野さんの自宅マンションは、PARCも時々使わせてもらった。三里塚の

デモ等に参加する時、万が一の事務所のガサ入れに備えて、英文AMPOの海外名簿を安全な場所に移す必要があった。TBSという、PARC周辺の人たちとは別格な企業人だった本野さんの高級マンションは、当時データ化もされていない名簿の最適な避難場所だった。デモの前夜に、箱に入れた大切な名簿の束を彼の自宅へ移したことは懐かしい思い出。

ある年の夏、PARCの慰安旅行で伊豆の温泉に行った。皆で近くの山にハイキングに行こうとした時、本野さんはカセットレコーダーを肩からぶら下げて、クラシック音楽を鳴らし出したのだ。あの光景は今でも忘れられない。皆が彼を冷やかしたが、

本人は全く関知せず。今のようないやホンもない時代だったから、結局私たちは壮大なクラシックを聴きながら登山するはめになった。

とよく叱られていたが、ある時、本野さんから映画に誘われたことがあった。神保町の岩波ホールで上映されていたギンター・グラスの「ブリキの太鼓」を一緒に見た。当時のアジア情勢ばかりに関心があった私たちに、ナチス時代のポーランドやヨーロッパの世界と知識を広げてくれた。その後もトルコのクルド民族の映画など、事あるごとにハリウッド以外の映画の面白さを教えてくれた。

最後に本野さんにお会いしたのはもう10年以上前のこと。国際連帯運動の記録を残すプロジェクト（ISMAP）で、PARC初期の話を当時の関係者に聞く会に、一度だけ参加してくれたことがある。あの時も、相変わらず飄々としたダンディな姿で、ほとんど自分からは語らず静かに他の人の話を聞いていた。彼が「市民の意見」の編集に携わっていることも知っていたが、今さらながら、連絡をとってお会いする機会を作るべきだったと後悔している。

本野さん、楽しい思い出をありがとう。どうぞ安らかにお休みください。

合掌

（おおはし・せいこ／ピープルズプラン研究所）

世界から

●国際連帯季刊情報●

No.1 1979●夏

パナナ帝国は日本のために 解説 森谷文昭
●フィリピンにおける パナナプランテーション
インドシナ——対立の根源
●カンボジアの教訓 サミール・アミン
●ふたつの革命はなぜ衝突したか ステフェン・R・ヘーダー
●インドシナにおける国境紛争 陸上の境界／海上の境界
解放区からタイの未来が見える 解説 大橋成子
新植民地主義下のフィリピン労働運動
レオン・ディマズビル
イラン革命の展望 コルソ・シャクエリ
解説 北沢洋子
マレーシアにおける人権抑圧制度
ファン・ユー・タン
毛沢東以後の中国 解説 武藤一平
●なぜ左派は敗北したのか C・ベトレーム
韓国女性労働の現状 解説 加地永都子

アジア太平洋資料センター

本野さんは周囲の活動家たちとは全く違う文化をもっていた。当時、事務局仲間週刊ビッグコミックなどの漫画を読みまわして、北沢洋子さんには「もっとちゃんとした本を読みなさい！」

『読売新聞』の「女性〈系〉容認・推進」提案をめぐる

天野 恵一



イラスト：ほしのめぐみ

——エーと。戦後憲法と八月革命説の説明を力を入れて始めた前回の続きを、天野さんは予定して来たんでしょうが、天皇夫妻は7月6日にモンゴルへ行ってるし、硫黄島に行つて広島へも、さらに愛子を連れて沖縄へ、戦後80年の「慰霊巡行」もスタートしてますよね。この間のマスコミの皇室情報は、こうした問題であふれています。

さらには、今国会での統一案の成立を目指す

とされていた、「安定的な皇位継承」の為の「与野党協議」は、結局、統一案をキチンとまとめられず、また流れてしまいましたね。ただ、ギリギリの5月15日に『読売新聞』が提言の大キャンペーン。この保守派メディアの女性天皇積極的容認論は、女性（女系）天皇賛成派が保守層の中にも広く増大している事実を、あらためて印象付けていますね。当然、右派（国体派）の強い反発も、改めて露出してきます。

やはり、この動きの問題、女性（系）天皇制をめぐる問題にもどつて、今回は論じてもらいたいと思います。繰り返してウンザリという顔してますけど（笑）。

天野 そんなことありませんよ。『読売』

の提言は状況の大きなシグナルだと思ひますから。しかたない（笑）。いきましよう。

『読売』の提言の政治的性格については、断固たる「万世一系」（女系天皇否定）派・右派の機関紙と化している『正論』の「皇位継承の論理」特集（7月号）を読むとわかりやすいので、それを紹介しながらいきます。

——あの「読売新聞は0点」という八木秀次さんの論文名を背表紙に刷り込んだ、あの特集、読めつていうから、読んできましたよ。

でも、何か新しい主張があるわけではないでしょう。

天野 もちろん、主要論点はまったく同じ。正しく『読売』の政治的ねらいをよく読み抜いた上での反撃ではありますよ。読売社説は、女性宮家の創設については各党の意見が概ね一致と書いているが、「これは事実誤認」という八木の主張には根拠がある。

皇族女性が結婚後も皇族として残りうるという制度（案）は、宮家にその女性がそのまま残るといふ事柄であるからです。今、皇族である娘たちに結婚後も皇族としての活動をしてもらいたいという希望から、彼女

一代のみの制度としてプランされていることは、ほぼ間違いありませんよ。

「女性皇族の婚姻後の皇族身分保持」というその制度改革と、旧い宮家を念頭に置いた「皇族に属する男系男子の養子縁組を認める」という制度改革の提案を軸に論議されてきたわけですから。

——その念頭に置かれている旧い宮家についても説明が必要ですね。

天野 ハイ。敗戦で占領軍（主に米軍）に事実上、皇族の縮小が強制されたわけですね。この戦争を推進した制度にとんでもない予算が使われていたわけですから。

1947年、伏見・閑院・梨本、久邇、賀陽、東伏見、朝香、竹田、東久邇の各宮家の人々が、皇籍を離脱して民間人になったわけですね。ついでに、2021年の有識者会議には「久邇、賀陽、東久邇、竹田の4家系」には「20代以下の未婚の男系男子が少なくとも10名はおられると思われる」との資料が添えられていた。

——ナニ、それ。

天野 もちろん、この天皇の血が入った男と皇族の女性を結婚させれば、男系天皇の血の連続性を守った天皇制は維持できるという含みがあることは誰にでもわかるでしょう。結婚の「強制」？

——でも、そんなにスッキリしていないんで

しょう？

天野 こども、皇族になった男系男子に皇位継承権を与えようと誰も主張していない、から始まる八木の読売社説批判の言葉を引いておくね。

「本人には皇位継承権は与えないとしている。その子の皇位継承権の有無については言及がなく、その後の論議次第では継承権を得ることも期待されるが、それはあくまで、読売のいう『国民の理解』がないとできないこと。与野党の協議でも自民党はこの世代には皇位継承権を付与すべきと主張しているが、他党に明確な主張はない」。自民党も八木も、次のステップで「皇位継承権」付与を実現したいんだろうね。だからくつついてほしいとは思っているわけね。強く。

——やつぱりグロテスクね。

天野 ハイ(笑)。でも、私たちが問題にすべきなのは、竹田恒泰の「君は日本を誇れるか——読売新聞は提言を撤回せよ」というタイトルの読売社説批判。「この主張は、将来的に皇室を廃絶することを目指す日本共産党の主張と、完全に一致している。読売新聞は『皇統の安定』『皇統の存在を最優先に』などと、耳心地のよい文言が散りばめられているが、質が悪い。皇室の廃絶を目指すのであれば、堂々とそう書けばよ

いのである。その点、しんぶん赤旗の方が論理明解で矛盾が無い」という方だと思う。あの共産党の、女性(系)天皇容認を通した象徴天皇制容認論への論理的な矛盾だらけの転換を「将来的皇室の廃止論」とのみ強弁し、『読売』がそれと同じだと断罪している。

私たちも『読売新聞』の女性(女系)天皇大歓迎論の主張が基本的に共産党の主張と同一であることには、やはり注目していかなければならないと思う。

——護憲論の立場から皇室典範を改正せよという線で一致してますね。このラインが全く象徴的に国民的多数派。こうした『朝日新聞』路線に『読売』も合流したわけですね。

天野 ハイ、私も、この『読売』の主張を手にして、かつての靖国神社をめぐる問題での『読売』の主張を思い出しましたね。

——エツ、それって何。

天野 正確な記憶でなくなっていたので、少し調べなおしました。

2013年12月26日、安倍首相が突然に靖国神社を参拝。アジアからのみならずアメリカからも強く反発される状況になった時、『朝日』『毎日』『日経』などは強い批判、『産経』のみが強烈に安倍の「快挙」とたたえる状況下で、『読売』は2013年12月27日の「社説」で、腰の引けた批判を

し、「国立追悼施設を検討すべきだ」というのが結論。『産経』同様の「靖国派」と思われていた『読売』の、この点での『朝日』などを追いかけたとも思える、反靖国派宣言ともいえる発言は人々を驚かせました。今回も、あの時よりはハデですが、かなり同じような事態だといえますね。

——フーン、そういうことがあったのね。これは、どういう状況の政治的シグナルだと天野さんは思うの。

天野 ウン、女性(女系)天皇論をめぐっては、4つの立場があったし、あると思うんですね。

①は、男の血の「万世一系」が天皇制。女系天皇に民間の男の血が入ったら、それは「国体＝天皇制」の死を意味するという神がかり右翼の立場。②は、女性天皇が生まれ、そこに民間の男の血が入って女系天皇になってしまうのは、これだけ男の皇位継承者が少なくなっている状況を突破するためには、良いとは思えないがやむを得ない。③「女系」につらなる「女性天皇制」を作り出す方が象徴天皇制の国民的人気を作り出すためにはよい。むしろ、女性差別をなくす女性天皇制というイメージ操作が可能。積極的にそれを考えるべきではないのか。

この三つの立場のうち、『読売新聞』は

①ないしは②の立場だろうと皆は思っていたが、いっぺんに③の立場を宣言したというところじゃないかな。

四つ目の立場は、家と血の差別原理である世襲天皇制が本当に問題にすべき大問題。差別を問題にするなら憲法2条の世襲規定そのものを批判的に問うべきであり、女性（女系）天皇制になれば「民主化」が前進するなんてことはありえない。もちろん、これは私たちの立場ですね。

——整理はよくわかったけど「護憲」の主張が何故、今ごろ出てきたのかしら。

天野 リアルに判断すれば、イデオロギーのタテマエはどうであれ、象徴天皇制の安定的持続という立場で考えれば、「万世一系」という〈男の血〉神話のイデオロギーを根拠づけることにこだわる右翼の心情と論理が象徴天皇制の「安定的継承」の最大の障害になってきているという自己矛盾に権力者たちが気づき、イライラしだしたという状況の反映ではないのだろうか。共産党までうまく抱き込んだのだから、この線で一気に突っ走るべきだ、というリアル・ポリティクスの判断。

——愛子天皇もあり、ですか？

天野 イヤ、そのつくられた人気にはあやかりたいだろうけど、八木論文が「現在の皇室の男系継承の流れに位置づけられる悠

仁親王殿下までの皇位継承の流れを『ゆるがせにしてはならない』との認識もない。女性天皇の即位を排除しないというのは、直接の言及がなくても、悠仁親王殿下を差し置いて愛子内親王殿下の即位を構想しているように見える。これは既に決まっている悠仁親王殿下の皇位を篡奪することを意味する」と叫んでいましたね。

——断じて許すまじ、という主張ですね。

天野 なんか、事をそこまで荒立てることは、とりあえずはないと思うけどね。

——でも、マスコミかけの愛子人気の高まりと秋篠宮家（特に悠仁）バッシングは執拗に続いていますよ。

天野 ウン、そうだね。でも、こういうコロガリ方で落ち着くのか、予想は、意味ないね。

自覚的少数派として原則的天皇制批判を、とにかく持続するしかないね。

——まだ、少しはスペースがあるようだから、「八月革命説と憲法」のテーマで話そうとしてきた問題の入り口だけ、話しとして。

天野 ウーン、まいったな。前回で、八月革命説が作り出されたきっかけは、主役とされる宮沢俊義の方ではなくて、師匠の美濃部達吉ではないかというような話をしたと思うけど、「八月革命」というネーミングをしたのは、この二人ではない別人であ

るということは、記録されていますね。

——いったい誰だったんだっけ？

天野 当時の若き政治学者、丸山真男。——へー。

天野 「政治的には、それは革命というべきだ」とアドバイスしたらしいんだね。ここには、この戦後民主主義のチャンピオンでありオピニオンリーダーであったこの人のネットワークが集中的に示されているようにおもうんですね。

——どうして。

天野 まったく民衆の動き（参加）のない〈市民革命〉って何なんでしょう。この時代、湧き起こってきた民衆運動の政治的リーダーは共産党でしょ。この時代の彼等のスローガンは「憲法よりメシだ」だった。メシが食えない状況であることの大変さは理解できるけど、国民主権憲法は、占領軍のプレゼントであって、日本の民衆が自分たちの権利として相互に理解しあうプロセス、自分たちで作り出すための積極的討論も運動も不在だった。

この事が決定的だと思う。

この恐るべきマイナスの歴史的事実に、「八月革命」という言葉がボールをかけてしまった。そして、占領軍の上からのプレゼントにすぎなかった事実を問題にするのは、戦後の平和・人権憲法を「占領憲法」、「ナ

ンセンス」と非難するだけの右翼と改憲派という構図が生まれてしまい、民主・平和憲法の大切さを考える人々が、その事の重大さを考える回路を失ってしまった。

護憲派は、占領軍の方だって、日本の民主主義の歴史をそれなりに考慮し、憲法づくりの時に参考にした、というような事実をあげつらい、もちろん、これは事実そうだったんだけど、〈無条件降伏〉の占領下、米占領軍（マッカーサー）の指示とプランで、それが上から外から作られただけだったという、最も大きな歴史的事実を無視しようとする文化を創り出してしまった。

——私も、まったく「押しつけ」だったわけではないという弁明を改憲派の主張には対置すればいいと思っていたわ。それに、戦争のすさまじい被害から脱出できたばかりの時代だったから、人々はこの平和憲法を大きく支持したのだと思う。

天野 もちろん。でもそれは時代の気分。自分たち自身の問題として、九条の絶対平和主義も主権在民のデモクラシーも、個人の人権尊重の原則も十分に考えて、そうしたわけではなかった。そういう憲法運動は、まったく不在だったわけだから。

〈天皇陛下万歳〉文化で、侵略戦争や植民地支配に突入していった事実とも、十分反省的に向き合うことなどなかった。

——なるほど。そこで、天皇制が占領政策によつて残されたという事実が結び付けられるわけね。

天野 ハイ。憲法を「押しつけた」占領軍は、占領にあたっては、〈天皇陛下万歳文化〉という日本人の負の体質だけは、都合よく占領に利用するために残っていた方がよかった。天皇よりマッカーサーの方が上であることを、いろいろと政治演出する（天皇ヒロヒトがわざわざマッカーサーに会いにいった、そのシーンを大々的にマスコミに報道させる）方法で、占領をスムーズに（抵抗なく）展開することが目指された。

だから、ヒロヒト天皇は「退位」することも許されず、東京裁判には証人としてすら呼ばれず、そのまま使われたわけですね。日本の少なからぬ人々は、昨日の殺し合いの相手のボス・マッカーサーへの〈万歳〉に反省なしで本当に突入し、占領は思いのほかスムーズだった。

——マッカーサー宛のラブレターなんか大量に残されているようですね。

天野 ハイ、この点は、後で具体的にふりかえるつもりですが、占領史研究者の仕事なんかが、かなり緻密に明らかにしていますね。

——わかって、きました。天野さんとしては、象徴天皇制自体が、占領軍によって力で押しつ

けられたことの方も強調したいわけね。

天野 もちろんです。敗戦君主国で、敗戦後に君主が残った国なんて、日本以外にはないんですよ。

当時のアジアの被侵略国はもちろん、国際世論（アメリカ人の声も含めて）は、あの戦争の元凶・天皇制を残すなんてことは、想定外だったはずですよ。

アメリカが、占領をうまくやる道具として活用するために残したんですよ。ヒロヒトも占領の道具になり切つて、本当にスイスイと、なんの責任も取らずに延命してしまつた。

ここまで政治的なハレンチドラマは、やはり、歴史上、まれではないですか。

——はい、お怒り。はごもつともですが、締めていただけますか（笑）。

天野 〈絶対平和〉〈民主〉〈人権〉原理と、象徴天皇制原理という敵対矛盾を内包する憲法自体が、こうして占領軍（米）によって「押しつけ」られたわけですよ。

次回以降、こうした政治的プロセスについて、具体的な文献を紹介しながら、ゆつくり説明していきたいと思います。

（あまの・やすかず／本誌編集委員）



〈よその〉 目線の広島^{②〇}

ジェノサイドのなかで 迎える 二度目の「8・6」を前に

田浪 亜央江

何となく面倒で先延ばししていた件で、ようやくさつきメールを送った。8月6日の夜、パレスチナ連帯の活動をしている若い友人が計画しているイベントのことが、ずっと気になっていたのだ。もともと原爆忌にパレスチナ関係のイベントをやるのは、とつてもリスキーだ。ピースウォッシングという言葉がようやく知られるようになってきたが、イスラエルとの軍事協力や武器取引という日本のジェノサイド加担を、「平和」のイメージで洗い流す。「原爆犠牲者の追悼と平和への祈り」一色となる8月6日は、これにうってつけの日だ。だからこの日にパレスチナ関係のイベントをするなら、よほどの覚悟と理論武装が必要

だと思う。

だから「原爆の犠牲者とガザのジェノサイドの犠牲者に想いを寄せ、灯籠流しをするアートフェスティバル」という、あまりにも安易な企画を聞いた時にはずっけた。私たちのグループ主催ではなくて別団体だが、外から見たら一緒に見えるだろう。どうしたものかと静観していたが、後出しもまずいと思って英文メールを書いたのは、企画者に直接話してもこじれるから、本人と親しいアメリカ出身のRさんたちに、まずは私の意見をはっきり伝えようという腹からだった。

偉そうなことを書いているが、私自身だつて危ない橋を渡っているのだ。けつしてやりたくて始めたわけではないが、こればかりは私が中心になって進めるしかない企画を8月6日の昼間に予定している。平和公園協の会場で行なうパレスチナ大使（駐日代表）の講演集会だ。

平和記念式典にロシアとベラルーシを除く各国を「招待」した広島市は、今年は開催を各国・各地域に「通知」する方式に切り替え、イスラエル大使を出席させることへの批判をまんまとかわした。去年私たちのグループは、「イスラエル代表を招待するな」という抗議行動を続けたが、「パレスチナ代表を招待しろ」とは特に訴えな

かった。でも今年は「通知」を受けて、パレスチナ大使が式典に参加するという。大使が広島に来ることが分かつていながら「何もしない」という選択肢はない、と即断した。もちろんピースウォッシングに利用されることは避けられまい。だがムード先行で言葉が不在に等しいアートフェスティバルと違い、少なくとも主催者の立場を言葉で表明できる。

それにしても。ある意味30年以上の「後退」だ。パレスチナ関係の活動に参加し始めた90年代、すでに「PLOとの『連帯』があたかもパレスチナ連帯であるかのように思い込んでいた」時代は終わり、パレスチナとの草の根交流が始まっていた。その後生まれたパレスチナ自治政府が新しく設置した駐日代表部なんて関心の埒外だったし、イスラエルの占領政策の請け負い機関のようになってしまった自治政府は批判の対象でしかなかった。それなのに広島では、今さらパレスチナ大使の講演会で大騒ぎというわけだ。

それでも私は、市民集会として出来るだけちゃんとした準備をしてパレスチナ大使を迎えたい。私の脳裏に浮かぶのは例えば、図書館で見つけた1977年の「原水爆禁止世界大会」記録集のなかの写真である。国家の代表としては遇されなかったため、

主要参加者リストに名前が出ていない当時のPLO駐日代表ファトヒ・アブドウルハミードが、大会の小さなスナップ写真のなかにいる（彼の目線は脇にいた当時80歳の日本平和委員会名誉会長・平野義太郎に向き、平野は不愛想気につむいている）。日本の原水禁運動がパレスチナにも目を向けるよう、ハミード氏は訴えていたが、その思いが届かないことを別の場所で語っていた。私たちは原水禁運動とは直接関係ないし、広島を代表するわけでもなかったくないが、広島でようやく市民のイニシアティブで「パレスチナ代表」を迎える集会が開かれた、ということを歴史にきちんと刻ませたい、と思う。

しかし平和公園協の会場というのが、またいわくつきのシロモノである。広島に来たばかりの頃に書いた文章で「気持ち悪い」ときき下ろした「おりづるタワー」の中にある、県立の施設だ。12階建て50メートルという、高さとしては大したことのないこのタワーの展望エリアの入場料は、2200円もする。法外な料金設定を可能にするのは原爆ドームを間近に見下ろす「ここで見られない景色」のおかげで、折り鶴を建物のガラス壁面に投入するという「特別な体験」まで出来る。……今回会場にする県立施設はその10階に入っている

が、こちらは賃料の高さを県議会で問題にされた。しかしそれ以上に問題なのは、公共施設としてはあり得ないような使い勝手の悪さだ。そのおかげで利用率は高くないようで、公共施設が早々と予約で埋まってしまう8月6日に空いていたのは大助かりだったのだが。

何だか「毒を食らわば皿まで」の心境になって来たので、この勢いでもう一つ書いておきたい。8月6日の前日、これまで私たちの活動にいろいろ支援をして来てくれたグループが主催する集会がある。私もそのなかで短い発言をするのだが、この集会のタイトルのなかで「ガザ・ジェノサイド」に並んで使われているのが「広島・長崎原爆ジェノサイド」という言葉だ。これが気になって、参加はものすごく迷った。このことは主催者サイドにもはっきり伝えたので、ここに書いておいてもいいと思う。

集会の呼びかけ文にも、「原爆無差別大量殺戮」という言葉と並んで、「広島・長崎原爆ジェノサイド」という言葉が説明抜きに使われている。「無差別大量殺戮」なら、文字通りに分かる。しかしジェノサイドというのは、ナチス・ドイツによるユダヤ人（をはじめとする、ナチスが国民として「不適格」と見なした人々）の虐殺を犯罪として定義するためには作られた概念だ。戦中に限らず、

自国民を含めた民衆を虐殺する犯罪の概念が必要になったなかで、ジェノサイドという言葉が作られたと私は理解している。ジェノサイドが「大量殺戮」とだけ訳されているから混乱するが、広島や長崎という都市の住民集団の「即時的破壊」とは性格が違う。当時第二次大戦前から続けられた社会的・経済的・政治的・文化的破壊の上に犯された最終的な絶滅的殺戮がジェノサイドであり、それは「生存の本質的基盤の破壊」だ。いまガザで起きているのはまさにそれで、少なくともガザが完全封鎖された2007年頃から、じつはジェノサイドは始まっている。どちらのほうが罪として重いかという問題ではなく、それぞれの概念を区別することが必要ではないのか。

ここまで書いて、冒頭の件でRさんからすぐに長い返事が来ていたのを確認した。灯籠イベントへの懸念はもっともだから、軌道修正に向けて一緒に動こう。でも、パレスチナのための活動はすべて大切だし、あなたのほうこそパレスチナ大使講演会という、しようもない企画を進めている張本人ではないか、といった内容だ。痛いところを突いてもらいながらコリがほぐれていくような安堵のなか、夜更けのパソコン画面にしばらくじっと見入った。

（たなみ・あおえ／中東地域研究）

市民意見広告運動 事務局だより

2025年期(第27回)市民意見広告運動の報告書及び原寸大の意見広告抜き刷り(毎日新聞社版)を、6月末にすべての賛同者・賛同団体の方々に郵送いたしました。お手元に届いていないという方は住所が違っていたかも知れませんでしたので事務局へご連絡ください。

さて、その中のアンケート用紙には多くの方から貴重なご意見をいただき誠にありがとうございました。今年は少しでも若者にアピールするべく、スローガンと私達の意見の本文を横書きにしましたので、お名前の掲載を縦書きにいたしました。そのため名前が見つからないというご意見をたくさん頂戴し、スタッフがお名前の掲載されている新聞の拡大コピーをお送りするということもありました。

意見広告紙面については概ね良かったと大変良かったとのご意見が多数でしたが、まれに悪かった、非常に悪かったのご意見もありました。タイトル「武力で平和はつくれない!」は多くのご支持をいただきました。

戦後80年を意味する「80」の埋め込み文

字はやや分かりにくいというご意見もありましたが、ご理解いただけようです。憲法の9条・13条・25条の条文を埋め込んだのも昨年は9条のみだったので良かったという評価でした。

2025年の掲載紙についてですが全国紙は朝日新聞と毎日新聞、地方紙は沖縄タイムス、琉球新報と八重山毎日新聞に加えて、初めて大分合同新聞を選択しました。アンケートで、どうして大分合同新聞なのだろうと疑問に思ったが、報告書で「戦争の準備は沖縄、南西諸島のみならず、敵基地攻撃の拠点候補として九州へも及んでいる」との説明があり納得した、という記載がありました。

2026年期の市民意見広告運動については事務局でも頭を悩ませています。いかんにか若者や無関心な人々に刺さる意見広告を出していくかが課題です。武力に頼らない平和への道を具体的にどのように訴えていけるのか考えておりますが、皆様からのアイディアを広く募集いたしたく、よろしくお願いいたします。

また、アンケートには私たちボランティアへの労いの言葉もたくさんいただき、スタッフ一同感謝して「絶対に戦争させない」という思いでこの市民意見広告運動に取り組んでいきたいと思えます。戦争は国によ

る殺人です。アメリカからの武器購入の圧力が増す中、戦争がもたらす悲惨さ、そして憲法9条の非戦をより強く訴えていく所存です。2026年期の市民意見広告運動も皆様のご協力なくしては成り立ちませんので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

森修子(もり・のぶこ)市民意見広告運動事務局ボランティア

市民意見広告運動

★まご達も戦争を知らないままで

埼玉県さいたま市 根本雄三、照子
まご達も戦争を知らないじじ、ばばになれましょうに。

★209号は内容が濃い

東京都調布市 田中健雄
No.209は内容の濃い号でした。とくに山口響さんと片山亜紀さんの論考は得るもの大でした。

★市民の反対が戦争を阻止する

神奈川県横浜市 山本俊彦
戦争阻止には、市民の反対が重要です。憲法の成立過程、根拠が明快でないことが、6月号でよくわかりました。

★日本国憲法が戦争を撲滅する

東京都日野市 宗近弘武
核保有が戦争の阻止にならないことは歴史が証明している。殺人が悪なら大量殺人の戦争は大罪。戦争撲滅の道は日本国憲法にしかない。そこで……。

★日本国憲法は大日本帝国憲法73条による改正？

静岡県沼津市 天野榮男
天野恵一さんの言う通り、日本国憲法が大日本帝国憲法第73条による改正だと解することはできない、に賛成です。

★全国に九条の碑を！

神奈川県横浜市 北村由紀子
九条の碑が増えているという記事を、週刊金曜日で読みうれしくなっています。全国どこでも九条の碑を！ドイツの「つまずきの石」と同じように……。

★新たな戦中に抗する

東京都杉並区 高嶋 道
軍事費の増強、学術会議の法人化による学問研究の国家権力の介入など、今や「新たな戦前」どころか「新たな戦中」。抗う力をもたねば。

★平和憲法を次世代につなぐ

神奈川県座間市 浅見洋一
とにかく戦争をしなかった80年。平和憲法の尊さを次世代に 世界に 伝えたい。

★付度のない記事が楽しみ

東京都葛飾区 青山晴江
他では読めない、政権に付度しない記事。い

つも楽しみにして読ませてもらっています。

★「市民の意見」が頼もしい

神奈川県鎌倉市 佐久間保明
機関誌「市民の意見」はマスメディアでは掲載不可能な言説が載っており極めて貴重な媒体となっている。頼もしい。

★戦力拡大批判を強めよう

東京都板橋区 鈴木義広
意見広告はPR方法として有効な活動と思います。現政府の憲法違反の戦力拡大批判を強めましょう。

★日本の将来を掛けた政策とは

滋賀県大津市 精松 淳
日本の将来は軍備放却、原発（核発電）中止、気候変動対策の積極施策にかかっていると信じ

ます。

★来期も意見広告の継続に賛成！

新潟県新発田市 齋田 勝
市民意見広告運動を来期も継続に賛成です。1942年生れですが、まだまだ負けられせん。広告紙面に私の息子の名前を見つけました。うれしかったです。新潟県民として柏崎刈羽原発再稼働阻止のため尽力します。

★憲法9条は本当は憲法1条!!

千葉県船橋市 林正廣・悦子
私達二人で158才。やっと気付いたこと。日本国憲法9条は、本当は1条であるべきなんです!! 皆さんいかがでしょうか？



編集委員
阿部めぐみ

天野恵一
有馬保彦
(本号担当)
梶野 宏
北原博子
西田和子
横山道史
吉田和雄

市民の意見 30の会・東京
2025年5月～6月 会計報告

収支計算書

収入の部		支出の部	
一般会費	191,000	印刷費*3	293,852
協力会費	45,000	発送費*4	177,340
敬老会費	184,000	編集経費*5	9,919
グリーン会費	1,000	旅費交通費*6	179,390
(会費小計)	421,000	家賃	244,446
カンパ	157,000	通信光熱費	26,722
意見広告賛同金	106,000	事務経費	62,387
事務所費分担*1	200,000	銀行手数料	2,035
雑収入*2	7,479	諸会費	0
受取利息		法人税	70,000
収入計	891,479	支出計	1,066,091
		収支差額	▲174,612
前期繰越	11,286,292	当期残高	11,111,680

貸借対照表 (2025年6月30日現在)

資産の部		負債・資本の部	
現金	81,410	預り金	0
預貯金	12,753,805	FIY基金	2,203,535
敷金	480,000	正味財産	11,111,680
合 計	13,315,215	合 計	13,315,215

(※1)「意見広告運動事務所」経費分担金。(※2)グッズ販売。
(※3)会報209号印刷。(※4)209号発送費。(※5)打合せ通信交通費ほか。(※6)事務所通所費(意見広告運動ボランティア通所費含)ほか。

会計報告をお届けします。※会費期限はお届けする封筒宛名シールの住所とお名前との間に記されています
〔例：(→2025/4)〕。会費管理の関係から、会費前納は3年を越えないようにお願いいたします。会費前納が重なりますと、カンパ扱いとせざるを得ない場合があります。毎期、カンパ金額が多いのはこのような措置の結果でもあります。毎号、振替用紙を同封していますが、これは会費以外の送金などにお使いいただくためのものです。会費切れの方を除き、会費請求のために同封するものではありません。ご理解のほどお願いいたします。

編集後記

★詩集を読む時間は持たない読書生活をしている私の元に、3・11福島原発事故以降の反原発運動の中で交流が始まった詩人、青山晴江さんの『詩文集 絶望の八円』が送られてきた。

どういうわけか、私はこの詩文集を一気に読み終えた(タイトルとなった詩は、本号の巻頭詩として紹介されているはずである)。

私がこの詩文集に引き込まれたのは、青山さんの〈死者へのこだわり〉の精神がそこに満ちていたからである。

ここまで書いて、私はかつて〈死者へのこだわり〉のタイトルで書評を書いたことを思い出した。それは吉川勇一さんの『民衆を信ぜず、民衆を信じる——「平連」から「市民の意見30」へ』(第三書館・2008年)であり、書いたメディアは『運動(経験)』25号(2008年4月)であった。本棚から引っぱり出して読みなおしてみた。吉川の、連れ合いを含めた多くの運動仲間の死にふれ、自分との関係にこだわり抜いた、単純に追悼文などという枠には収まりきれない文章群に、私はそこで驚いている。

吉川は、当然、小田実の死についてもふれている。小田は、彼が〈難死〉と名づけた、虫けらのごとく黒焦げに焼け出された、空襲の死者たちへのこだわりをベースに、自分の反戦の思想を展開した人であった。そして、小田には『死者にこだわる』(筑摩書房・1979年)の著作もあったはずだ。……

青山さんの詩文集『絶望の八円』は、私の記憶の底からいろいろ引きずり出してくれた。この記憶をあたりなおす作業をした後、この詩文集をもう一度読みなおしてみよう。今、そう考えている。(天野恵二)

★阪神淡路大震災30年、日韓条約50年、敗戦(戦後)80年、治安維持法100年、そしてベトナム戦争終結50年と時代の区切りで今を考える。歴史を考え記憶を呼び覚まし忘却しないことを繰り返し続けなければ不都合は無かったことになり消し去られてしまう。

今回の参議院選挙での外国人排斥を訴える候補者らの発言はまさにその教訓だ。差別された個人が受けた心の傷は時間がたち徐々に人を蝕んでいくが、当人以外の他者は無関心に忘れていく。忘れるな、怒りと疑いをもって考えろ。もうすぐ「8・15」がやってくる。(有馬保彦)

★治安維持法100年の声に、呼び覚まされる記憶があります。学生時代、毎日のように大学の研究室に通って読んだ『社会運動の状況』。特高の総元締めであった内務省警保局が、大正から昭和へ、敗戦後の局の解散に至るまで、時々の社会の動きを調査し、まとめた年鑑です。私の卒論のテーマは、「太平洋戦争下の社会運動史」でした。この年鑑の存在を知って、そんなことができたのだろうか、ぜひ知りたいと思ったのです。

目次も年によって違い、たとえば昭和17年には、共産主義運動、反戦反軍事件の状況、文化活動を中心とする運動の実態、などが散見されるのですが、戦局が進むにつれ、組織的な運動は弾圧されて影を潜め、かわりに名もなき庶民の「ちよつと」政府に批判的な言動がいちいちとりあげられ、取りしまられていることに驚きました。

「仮想敵」におびえ、互いが疑心暗鬼になる監視社会、それによって保身を図ろうとする政権、それはもう二度とあつてはならないことなのだが……治安維持法100年、今度こそその危機を市民の力で押し返せるでしょうか。(阿部めぐみ)